

**本莊由利広域  
第7期介護保険事業計画**

**2018年3月**

**本莊由利広域市町村圏組合**



# 目次

第1章	計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	法令等の根拠	2
第3節	計画の基本理念	2
第4節	基本目標と方向性	3
第5節	計画の期間	4
第6節	他の計画との関連性	4
第7節	計画への意見の反映	5
第8節	計画の進行管理	5
第2章	高齢者を取巻く状況	6
第1節	組合の日常生活圏域	6
第2節	組合の人口と高齢者数の推移	8
第3節	第1号被保険者数の推移	9
第4節	要支援・要介護認定者数の推移	10
第5節	在宅介護実態調査	13
第6節	介護予防・日常生活圏域二エズ調査	24
第7節	介護給付の現状	28
第8節	地域支援事業の現状	39
第3章	高齢者の自立支援と介護予防、介護給付の適正化に向けた取り組み	50
第1節	高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み	50
第2節	介護給付の適正化に向けた取り組み	51
第4章	地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み	55
第1節	地域包括ケアシステムの全体像	55
第2節	地域包括支援センター	55
第3節	在宅医療・介護連携の推進	56
第4節	認知症施策の推進	57
第5節	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	59
第6節	地域ケア会議の推進	59
第7節	高齢者の居住安定に係る施策との連携	60
第5章	介護給付等対象サービスの量の見込み	61
第1節	サービス利用者数の見込み	61
第2節	居宅サービスの見込み	64
第3節	地域密着型サービスの見込み	74
第4節	施設サービスの見込み	80
第5節	介護サービスの基盤整備	82
第6節	各サービス別給付費の推移	85

第6章	地域支援事業の量の見込み .....	89
第1節	介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み.....	89
第2節	包括的支援事業および任意事業の量の見込み.....	95
第3節	地域支援事業に要する費用の額.....	101
第7章	第1号被保険者保険料の見込み .....	103
第1節	介護保険料算出の流れ.....	103
第2節	第1号被保険者保険料の段階設定.....	106
第3節	介護保険料の算定 .....	107

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が2000年4月に施行されました。この間、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護保険制度は介護の必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、由利本荘市、にかほ市の2市から構成される保険者として介護保険事業を行っています。

制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大してきました。さらに、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化の一層の進展が見込まれます。組合においても、2017年9月末現在、由利本荘市、にかほ市を合わせた高齢化率は34.9%を示し、2025年には38.9%に達する見込みとなっています。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要とされています。

第6期介護保険事業計画以降の計画は、地域包括ケア計画として位置づけられ、第7期介護保険事業計画（以下、「第7期計画」という。）においても、地域の介護需要のピークを視野に入れながら、2025年に向けた目標を示した上で、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実等、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた方策に取り組むことが求められています。

こうした背景のもと、組合では、これまでの介護保険事業計画を顧みたとともに、これまでに構築した「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指して、第7期計画を策定しました。本計画のもと、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施について計画的に行ってまいります。

## 第2節 法令等の根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき策定する計画で、今回が第7期目の計画に当たります。介護保険の給付対象となるサービス量や地域支援事業の量の見込みなど、介護保険事業を運営していく上で必要となる事項を定めるものです。

## 第3節 計画の基本理念

本計画における基本理念を以下のとおりとします。

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で  
その有する能力に応じ  
自立した日常生活を営むことを可能とする  
地域づくり

介護が必要な人の尊厳を保持し、個々の実情に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するという、介護保険制度の基本理念を踏まえ、地域の実情に応じて、地域住民、民間、行政等の多様なサービスの提供体制を整備することにより、高齢者の生活の自立や、生活の質の向上を支援し、高齢者がどのような状態になっても、生きがいを持って日常生活を営んでいける地域を目指します。

## 第4節 基本目標と方向性

基本理念のもと、以下の3つの目標を本計画の柱とし、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

### 基本目標1 高齢者の自立支援、介護予防の推進

住民や事業者など地域全体への自立支援、介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上や低栄養予防・改善に係る活動の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実態や状況に応じた取り組みにより、高齢者の自立支援と介護予防を推進していきます。

特に、介護予防の推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整および地域づくり等により高齢者を取巻く環境へのアプローチも含めた、バランスの取れたアプローチを実践し、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

### 基本目標2 地域の実情に合わせた介護サービスの充実

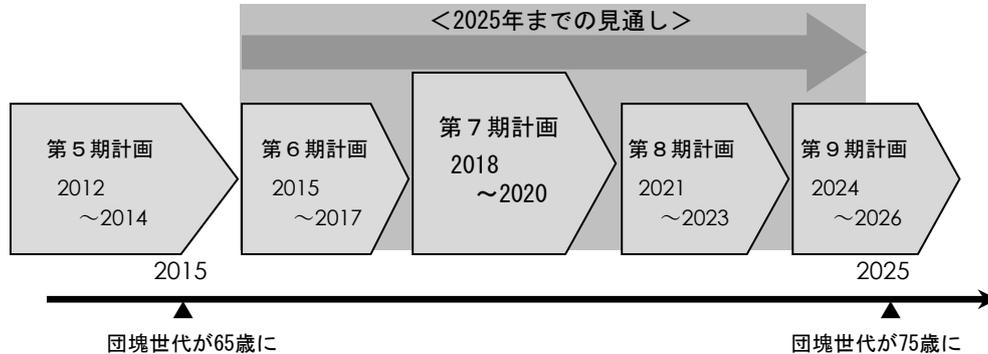
認知症の人や高齢者が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、認知症の人や高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域で継続して日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を進めていきます。

### 基本目標3 地域における高齢者の支援体制の強化

今後、高齢者のみの世帯、医療ニーズおよび介護ニーズを併せ持つ高齢者、認知症の高齢者の増加が見込まれることから、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まい、日常生活上の支援、医療、介護が切れ目なく提供される体制の強化が必要となります。地域包括支援センターを中核に据え、医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携に継続して取り組んで行くことで、地域の高齢者を包括的に支援する体制を強化していきます。

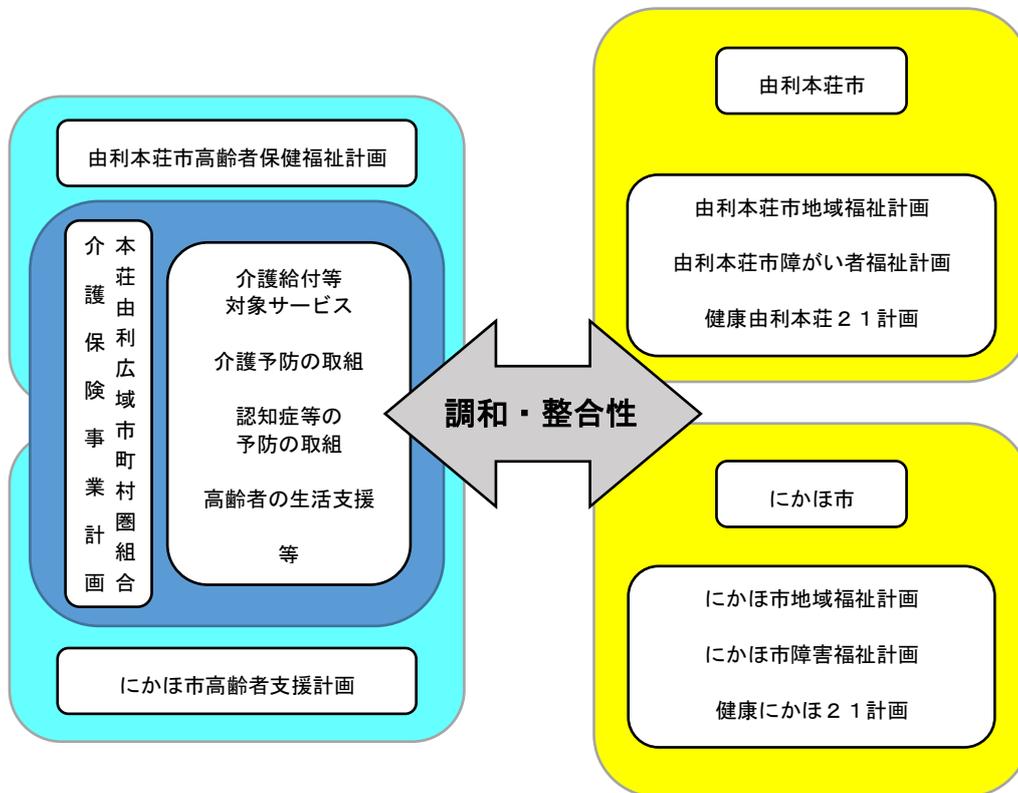
## 第5節 計画の期間

第7期計画については、2018年度から2020年度までが計画期間となります。本計画においては、2025年までの中長期的な視野に立った施策の展開が求められています。



## 第6節 他の計画との関連性

組合の介護保険事業計画の位置づけは、構成市である由利本荘市の高齢者保健福祉計画およびにかほ市の高齢者支援計画と一体のものとして作成される計画であり、また、由利本荘市の由利本荘市地域福祉計画、由利本荘市障がい者福祉計画、健康由利本荘21計画、にかほ市のかかほ市地域福祉計画、にかほ市障害福祉計画、健康にかほ21計画との整合性や調和が保たれたものということになります。



また、同時に、在宅医療等の新たなサービスの見込み量について、秋田県の地域医療構想を含む医療計画との整合性を確保するものとします。

## 第7節 計画への意見の反映

計画の検討、立案および推進は、「地域包括ケアシステム」構築の推進に向けて極めて重要な過程であり、由利本荘市およびにかほ市と一丸となって取り組むよう、会議を重ねて開催し連携に努めました。

介護保険事業の運営および「地域包括ケアシステム」構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとする事が求められていることから、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス提供者などで構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、さまざまな見地から意見を広く聴取し、計画案を審議しました。

さらに、計画策定内容等のパブリックコメントの実施により圏民に広く意見を募集するとともに周知を図りました。

## 第8節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。

組合では、介護保険運営協議会を設置し、計画の進捗状況や達成状況の評価及び課題抽出を行い、介護保険制度運営の充実に取り組んできました。今後も、同協議会などにおいて、計画の推進状況や実施状況を常に把握し、改善に努めていきます。計画の評価については、計画期間におけるサービス利用・提供状況の把握、計画値と実績値の比較などを通じて行います。

また、本計画第3章において定める高齢者の自立支援や重度化予防の取り組みに関する目標について実績評価および評価結果の公表を行い、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進していきます。

## 第2章 高齢者を取巻く状況

### 第1節 組合の日常生活圏域

日常生活圏域とは、いわば介護サービス基盤を空間的に考える基本単位であり、2006年4月からの第3期介護保険事業計画から設定されることになりました。地域密着型サービスについては、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援すべく、サービス提供を日常生活圏域ごとに見込むこととなります。

具体的な圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して行いました。当組合では、引き続き、行政区による区分けにより、①由利本荘圏域、②にかほ圏域の2つの日常生活圏域を設定し、第7期では、由利本荘圏域には基幹型地域包括支援センターを1か所と地域包括支援センターを3か所、にかほ圏域には地域包括支援センターを1か所設置します。

#### ① 由利本荘圏域

由利本荘市は、東西約32.3km、南北約64.7km、1,209.59km<sup>2</sup>の面積を有し県内最大となっています。

南に秀峰鳥海山、東に出羽丘陵を背し、中央を一級河川子吉川が貫流して日本海にそそぐ、山と川と海の美しい自然に恵まれた地域であり、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯から構成され、古くから歴史的、文化的に深いつながりを有してきました。

また、本荘地域を基点に国道（7号、105号、107号、108号）により各地域が結ばれており、通勤、通院、買い物など本荘地域を核に一体的な発展を遂げてきました。

介護サービス事業においても、旧自治体の枠にとらわれず提供されており、保健・医療・福祉施策の充実と強化を総合的に図るため、由利本荘市を1つの日常生活圏域としています。

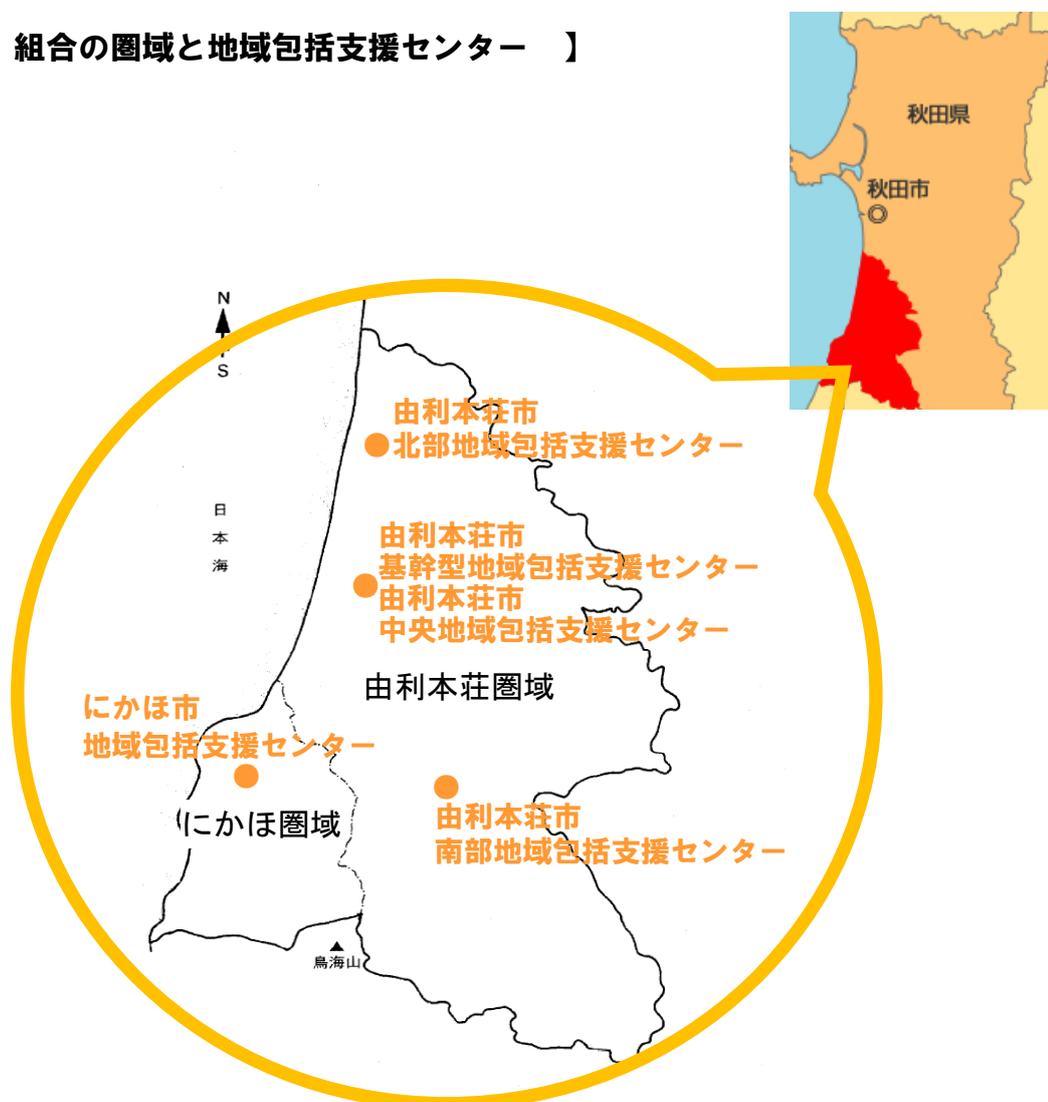
## ② にかほ圏域

にかほ市は、秋田県南西部に位置し、市の面積が 240.67 km<sup>2</sup> とコンパクトな状況下に、製造業をはじめとした農林水産業、鳥海山を核とした観光業など多種多様な産業が集約されている特異な地域です。

介護保険事業については、合併後においても柔軟に引き継がれ、サービス毎の体制は整備されています。しかしながら超高齢社会を迎え、地域包括ケアシステムの構築と運用が急務となっていることから、地域資源を活かした住民主体による包括的な支援体制の整備に取り組んでいます。

コンパクトな地勢の利を活かし、市内移動においても大差はないことから、介護サービスの質の低下や、地域による格差はなく、良好なサービスを提供できる環境にあり、また介護予防の要である「地域包括支援センター」も一所で活動していることから、にかほ市全体で1つの圏域としています。

### 【 組合の圏域と地域包括支援センター 】



2つの日常生活圏域それぞれにおいて、地域内で連携し、助け合い、支え合って、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を目指します。

## 第2節 組合の人口と高齢者数の推移

### 組合の人口推移

0-39歳人口、40-64歳人口、65歳以上人口の3区分で組合の人口推移をみると、0-39歳人口、40-64歳人口ともに減少していきませんが、65歳以上人口は2020年まで増加する傾向にあります。高齢化率は2020年には36.7%、2025年には38.9%になると見込まれます。

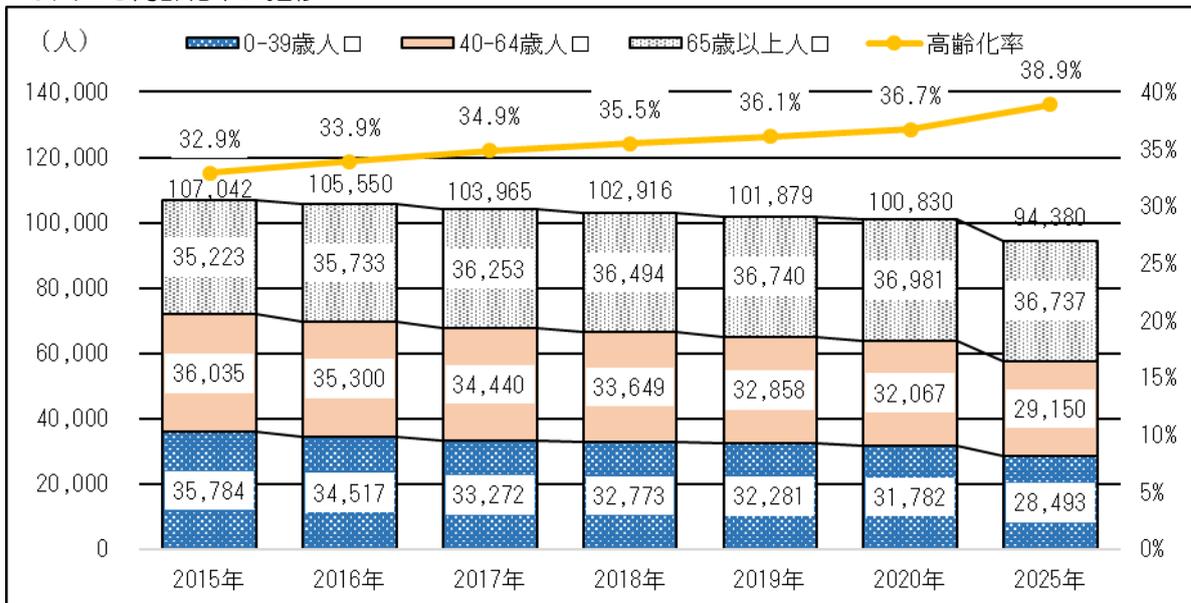
●組合の推計人口

(単位：人)

区分	実績値			推計値			
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
0-39歳人口	35,784 33.4%	34,517 32.7%	33,272 32.0%	32,773 31.8%	32,281 31.7%	31,782 31.5%	28,493 30.2%
40-64歳人口	36,035 33.7%	35,300 33.4%	34,440 33.1%	33,649 32.7%	32,858 32.2%	32,067 31.8%	29,150 30.9%
65歳以上人口	35,223 32.9%	35,733 33.9%	36,253 34.9%	36,494 35.5%	36,740 36.1%	36,981 36.7%	36,737 38.9%
合計	107,042	105,550	103,965	102,916	101,879	100,830	94,380

資料：9月末現在住民基本台帳

●人口と高齢化率の推移





### 第3節 第1号被保険者数の推移

被保険者数の実績と人口推計結果をもとに、介護保険の第1号被保険者数を推計しました。第1号被保険者は、2020年まで増加していくものと見込まれます。

70-74歳、90歳以上の被保険者は2018年から2020年にかけて増加傾向が続き、それ以外の年齢区分の被保険者は減少傾向で推移するものと見込まれます。

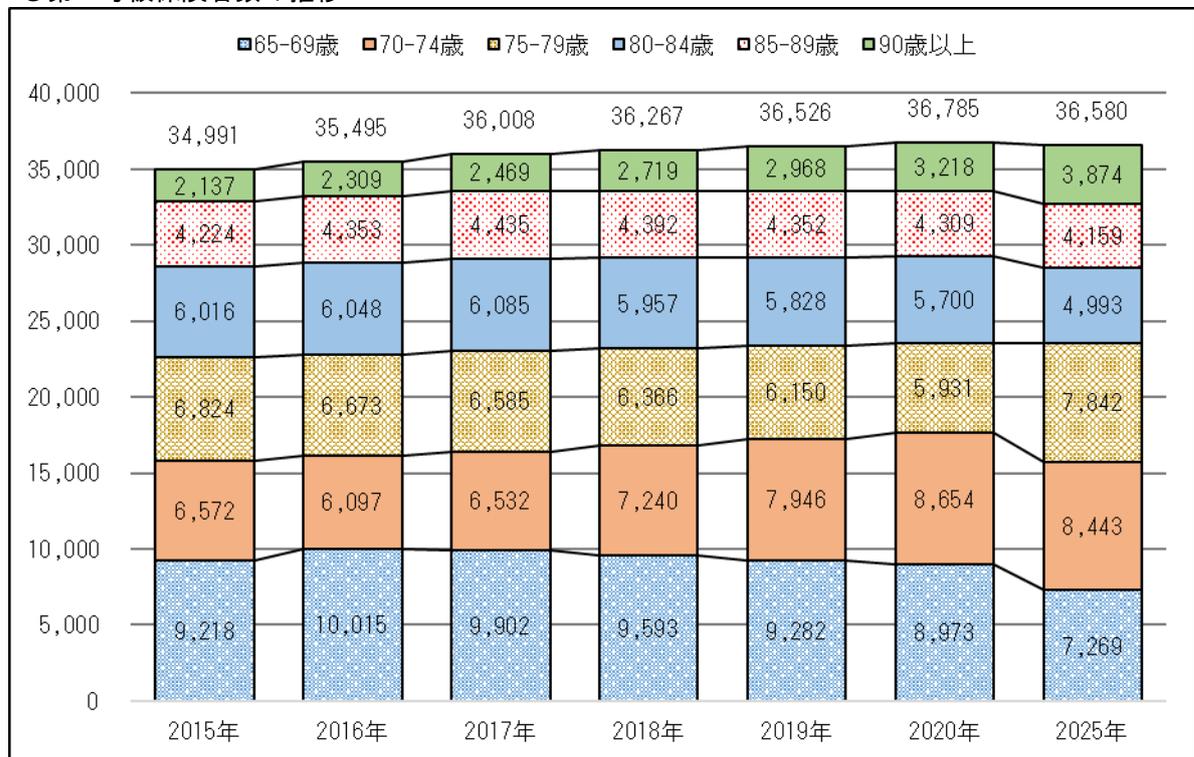
2020年と2025年を比較すると、75-79歳の被保険者が大きく増加し、65-69歳の被保険者は大きく減少するものと見込まれます。

●年齢5歳区分毎の第1号被保険者数

(単位：人)

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
1号被保険者	34,991	35,495	36,008	36,267	36,526	36,785	36,580
65-69歳	9,218	10,015	9,902	9,593	9,282	8,973	7,269
70-74歳	6,572	6,097	6,532	7,240	7,946	8,654	8,443
75-79歳	6,824	6,673	6,585	6,366	6,150	5,931	7,842
80-84歳	6,016	6,048	6,085	5,957	5,828	5,700	4,993
85-89歳	4,224	4,353	4,435	4,392	4,352	4,309	4,159
90歳以上	2,137	2,309	2,469	2,719	2,968	3,218	3,874

●第1号被保険者数の推移



資料：介護保険事業状況報告9月分

## 第4節 要支援・要介護認定者数の推移

### (1) 要支援・要介護認定者の現状

#### ●2015年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,128	343	690	1,242	1,584	1,246	1,118	905
1号被保険者	6,975	333	673	1,224	1,540	1,222	1,099	884
65-69歳	245	13	31	31	69	35	41	25
70-74歳	379	26	44	68	105	55	46	35
75-79歳	871	50	118	168	185	128	114	108
80-84歳	1,700	114	228	346	365	255	211	181
85-89歳	2,121	94	183	387	460	410	325	262
90歳以上	1,659	36	69	224	356	339	362	273
2号被保険者	153	10	17	18	44	24	19	21

#### ●2016年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,126	381	667	1,247	1,620	1,218	1,101	892
1号被保険者	6,985	373	648	1,230	1,586	1,192	1,085	871
65-69歳	244	17	25	41	72	36	29	24
70-74歳	339	34	40	58	76	62	42	27
75-79歳	833	61	99	179	181	106	114	93
80-84歳	1,637	112	200	345	353	237	208	182
85-89歳	2,173	107	203	378	535	392	292	266
90歳以上	1,759	42	81	229	369	359	400	279
2号被保険者	141	8	19	17	34	26	16	21

#### ●2017年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,163	408	610	1,235	1,676	1,264	1,128	842
1号被保険者	7,045	402	595	1,223	1,637	1,247	1,108	833
65-69歳	249	18	19	44	67	40	32	29
70-74歳	360	26	37	57	85	70	54	31
75-79歳	769	62	83	153	178	123	99	71
80-84歳	1,560	115	173	332	368	224	199	149
85-89歳	2,241	121	188	418	547	396	320	251
90歳以上	1,866	60	95	219	392	394	404	302
2号被保険者	118	6	15	12	39	17	20	9

資料：介護保険事業状況報告9月分

## (2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は、2018年から2020年にかけて微増傾向ですが、第1号被保険者に対する認定率は横ばいに推移します。

2020年と2025年を比較すると、75-79歳、90歳以上の認定者数増加により認定者数の総数も増加し、認定率も上昇する見込みです。

### ●2018年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,163	433	549	1,208	1,718	1,308	1,153	794
1号被保険者	7,064	429	538	1,201	1,674	1,300	1,129	793
65-69歳	249	19	13	46	60	44	34	33
70-74歳	397	18	35	58	98	81	71	36
75-79歳	692	62	66	125	171	137	82	49
80-84歳	1,445	115	143	312	373	205	185	112
85-89歳	2,246	131	168	447	544	388	339	229
90歳以上	2,035	84	113	213	428	445	418	334
2号被保険者	99	4	11	7	44	8	24	1

### ●2019年認定者数

(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,196	467	492	1,179	1,763	1,354	1,174	767
1号被保険者	7,100	463	482	1,174	1,714	1,353	1,147	767
65-69歳	248	19	7	49	55	46	36	36
70-74歳	438	17	31	58	110	91	89	42
75-79歳	619	61	49	100	165	150	67	27
80-84歳	1,345	114	112	292	379	188	171	89
85-89歳	2,251	142	148	475	541	381	357	207
90歳以上	2,199	110	135	200	464	497	427	366
2号被保険者	96	4	10	5	49	1	27	0

### ●2020年認定者数

(単位：人)

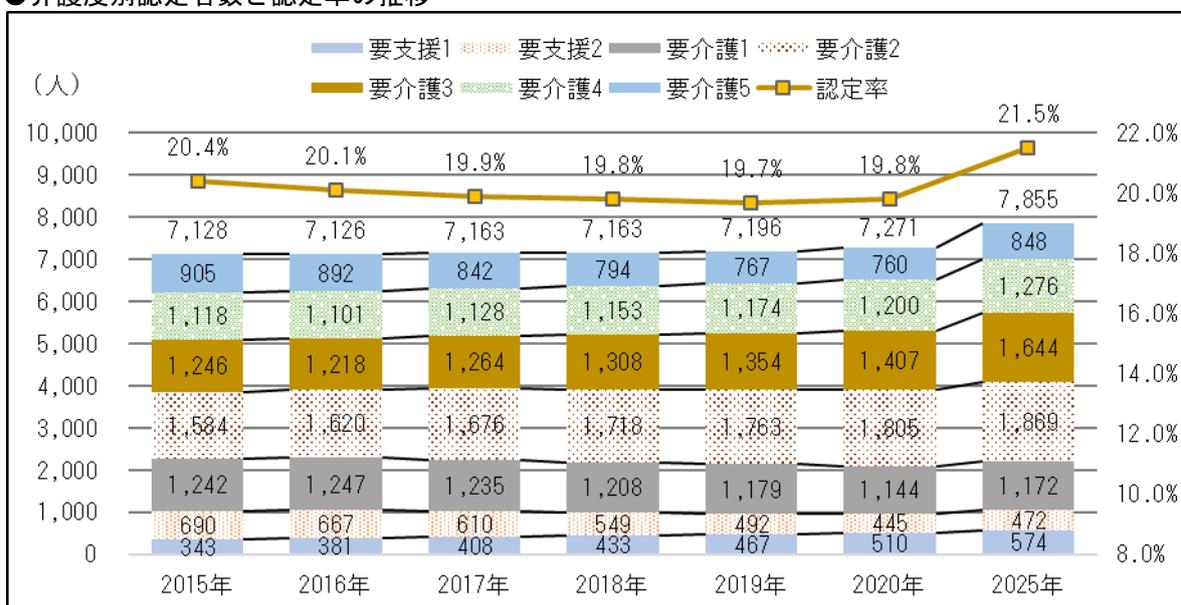
区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,271	510	445	1,144	1,805	1,407	1,200	760
1号被保険者	7,169	506	435	1,140	1,753	1,407	1,168	760
65-69歳	253	21	5	50	49	49	39	40
70-74歳	482	16	26	57	123	102	110	48
75-79歳	555	61	35	75	159	162	55	8
80-84歳	1,262	115	84	272	384	170	158	79
85-89歳	2,257	152	128	503	539	373	375	187
90歳以上	2,360	141	157	183	499	551	431	398
2号被保険者	102	4	10	4	52	0	32	0

●2025年認定者数

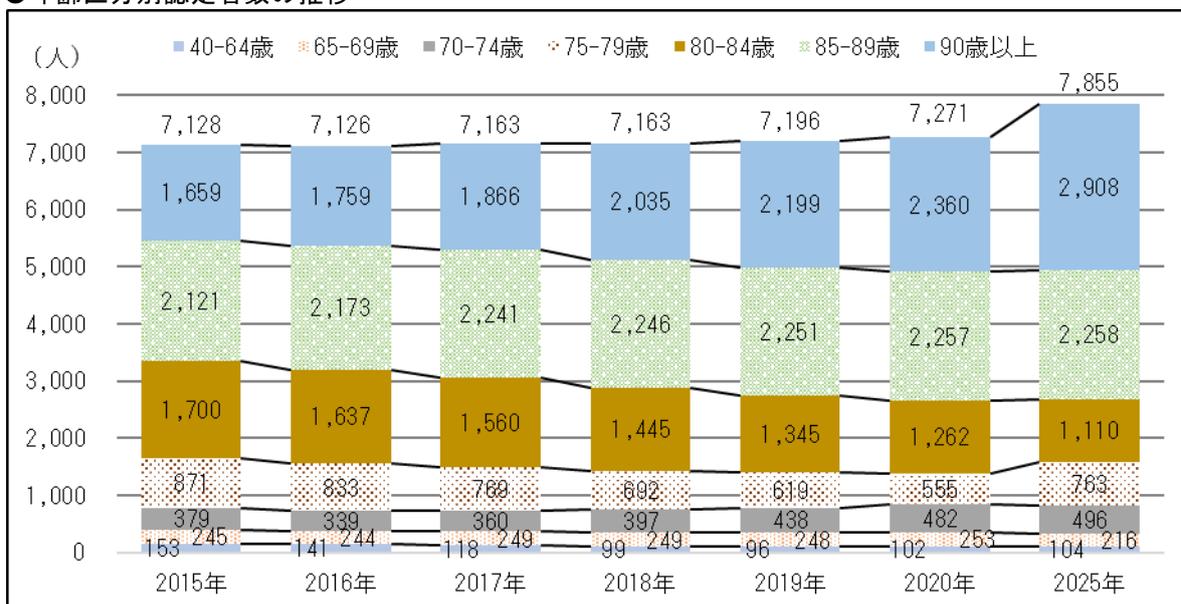
(単位：人)

区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総認定者数	7,855	574	472	1,172	1,869	1,644	1,276	848
1号被保険者	7,751	570	462	1,168	1,816	1,644	1,243	848
65-69歳	216	18	4	42	42	41	35	34
70-74歳	496	15	24	58	128	110	113	48
75-79歳	763	81	38	111	212	239	72	10
80-84歳	1,110	107	76	226	352	148	140	61
85-89歳	2,258	161	111	534	503	377	398	174
90歳以上	2,908	188	209	197	579	729	485	521
2号被保険者	104	4	10	4	53	0	33	0

●介護度別認定者数と認定率の推移



●年齢区分別認定者数の推移



## 第5節 在宅介護実態調査

### (1) 調査の実施概要

#### ■調査の目的

本調査は、第7期介護保険事業計画において、これまでの地域包括ケアシステムの構築という観点に加え、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要かといった観点も盛り込み、高齢者等の適切な在宅介護継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を把握するために実施しました。

#### ■調査の対象

調査対象は、組合の被保険者で、在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請をし、平成29年2月から4月の間に認定調査を受けた人を対象に調査を行いました。

#### ■調査の方法

要支援・要介護認定調査の訪問調査時に、要支援・要介護認定調査員による聞き取り調査により実施しました。

#### ■調査票の回収件数

調査票の回収件数は712件でした。

#### ■調査の5つのテーマについて

次にあげる5つのテーマに基づいて調査を行っています。

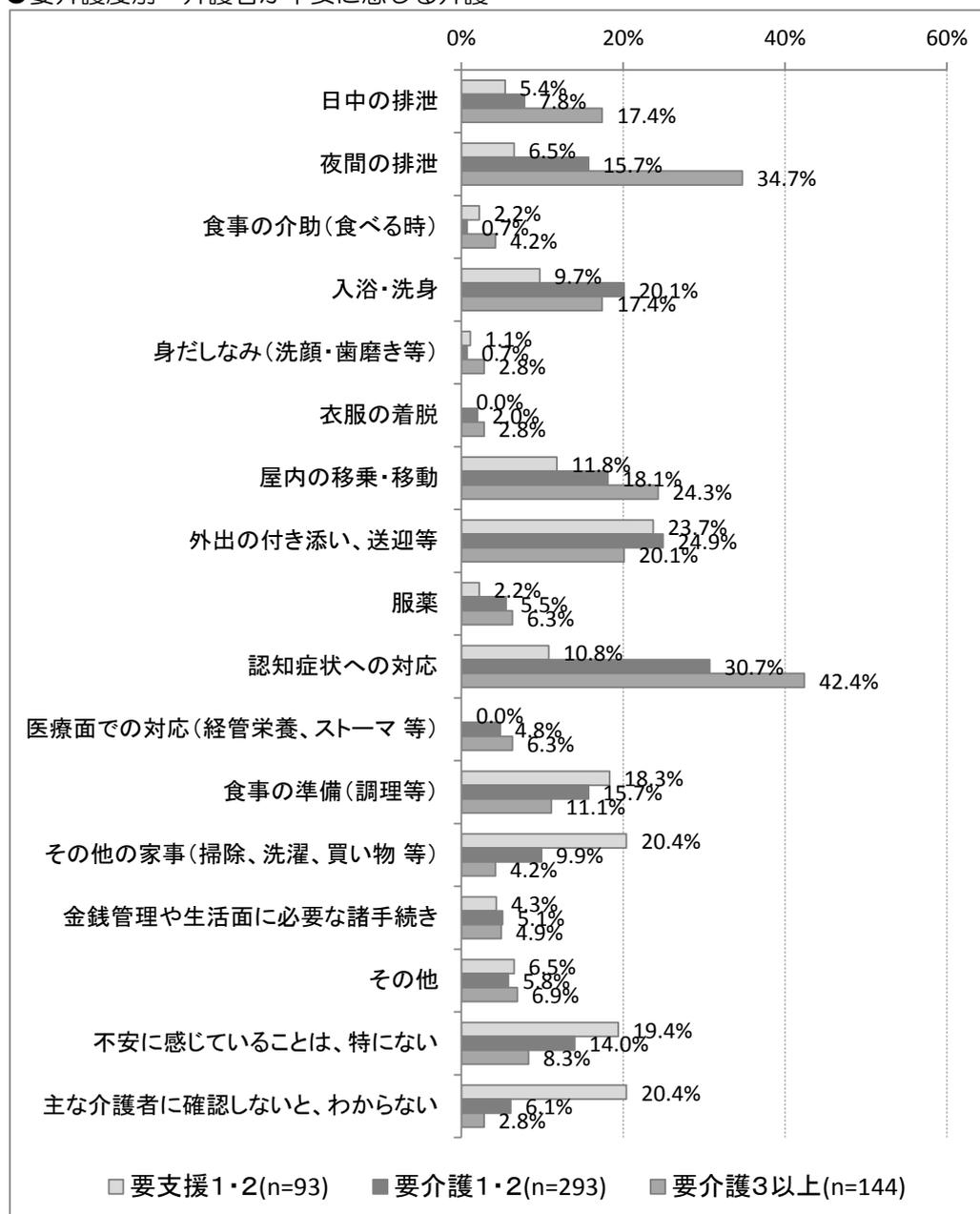
- ① 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制
- ② 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制
- ③ 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備
- ④ 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制
- ⑤ 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制

## (2) 調査結果の抜粋

### 1. 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

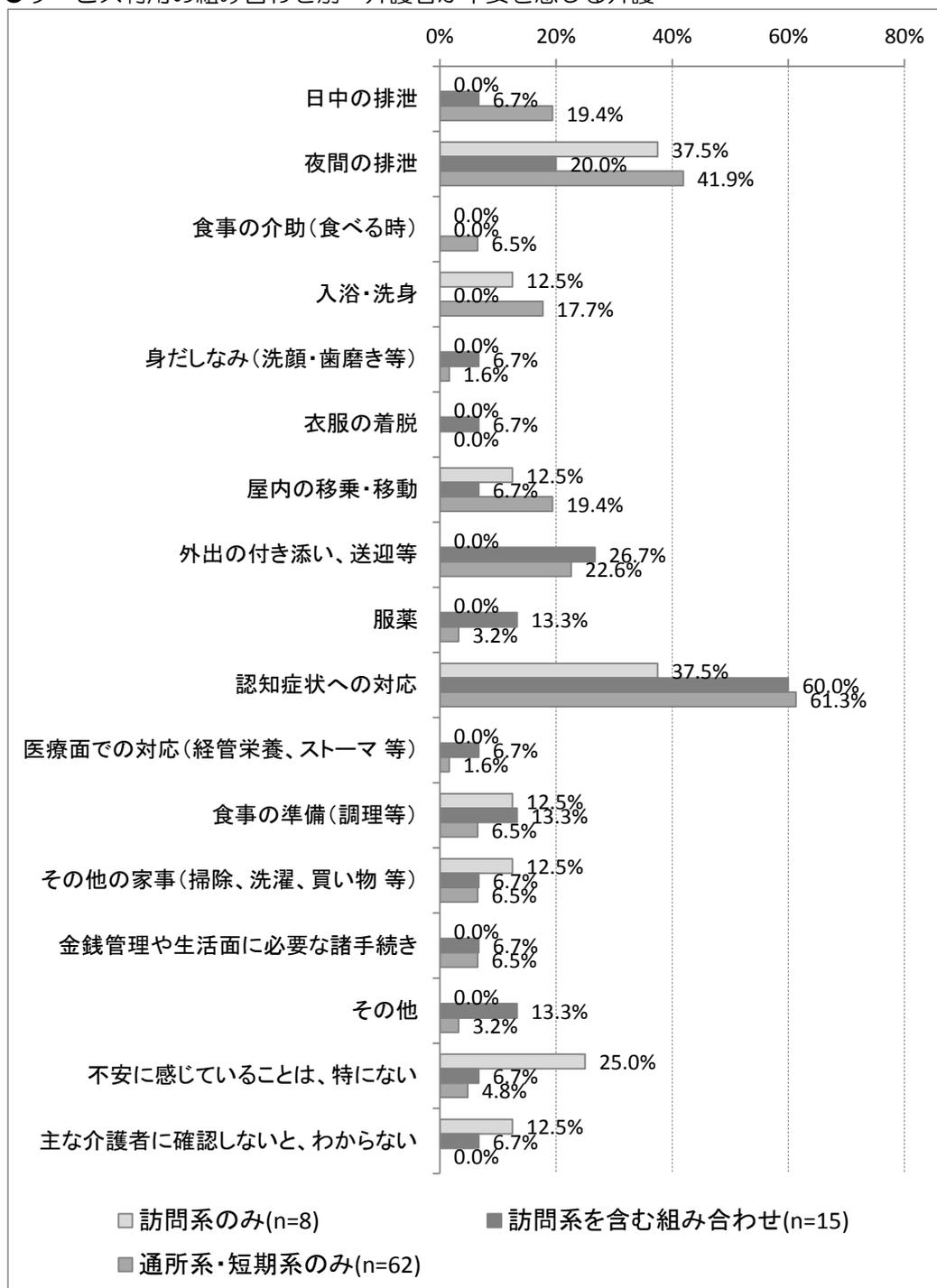
要支援・要介護認定者が現在の在宅生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護について、要介護 3 以上では、特に認知症状への対応が 42.4%、夜間の排泄が 34.7%と不安が大きい傾向がみられました。

#### ●要介護度別・介護者が不安を感じる介護



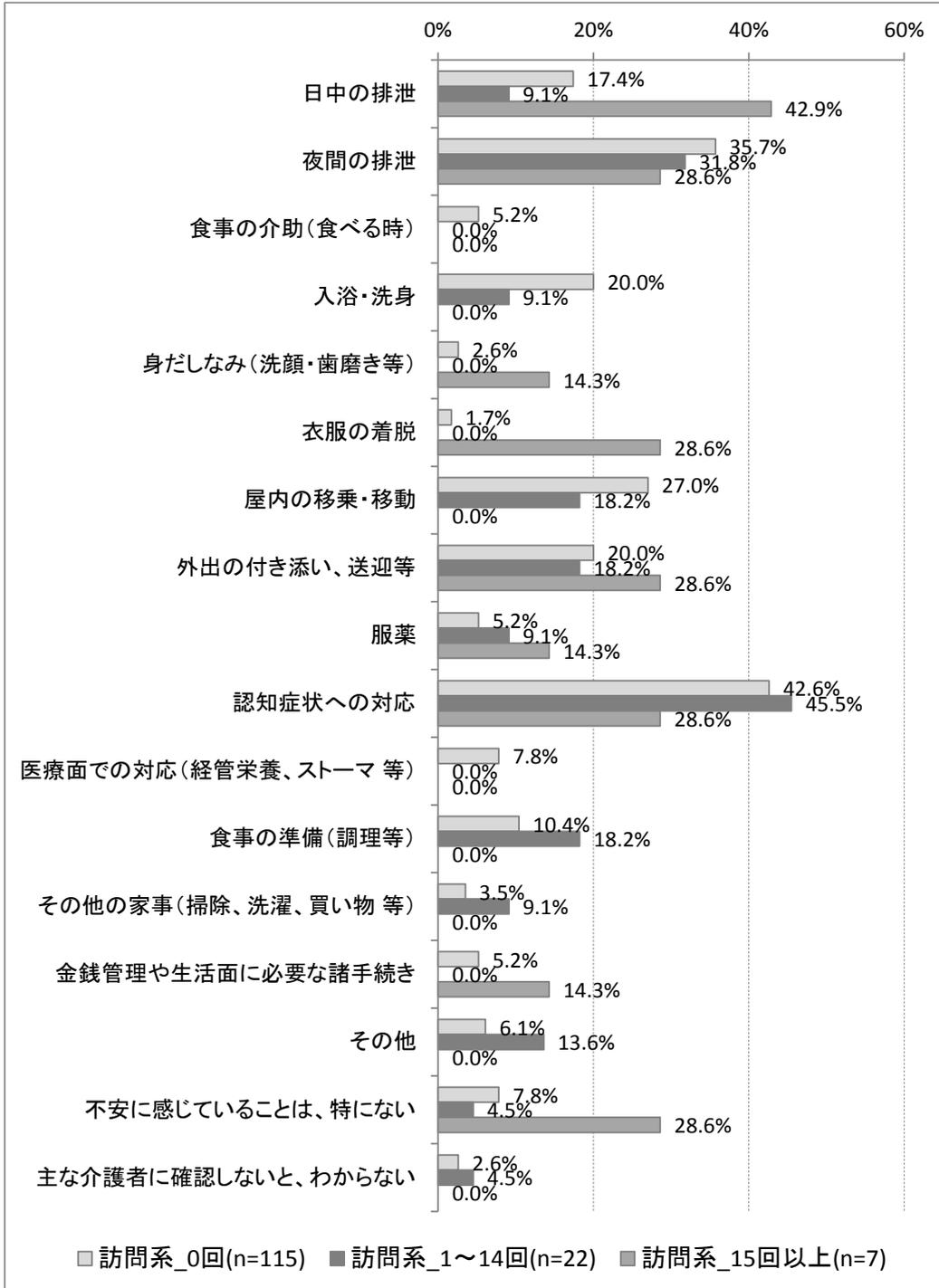
介護者が不安を感じる介護とサービス利用の組み合わせの関係をみると、訪問系サービスの利用により、認知症状への対応について不安が軽減する傾向がみられました。また、訪問系と他のサービスの組み合わせで排泄に関する不安が軽減しています。

●サービス利用の組み合わせ別・介護者が不安を感じる介護



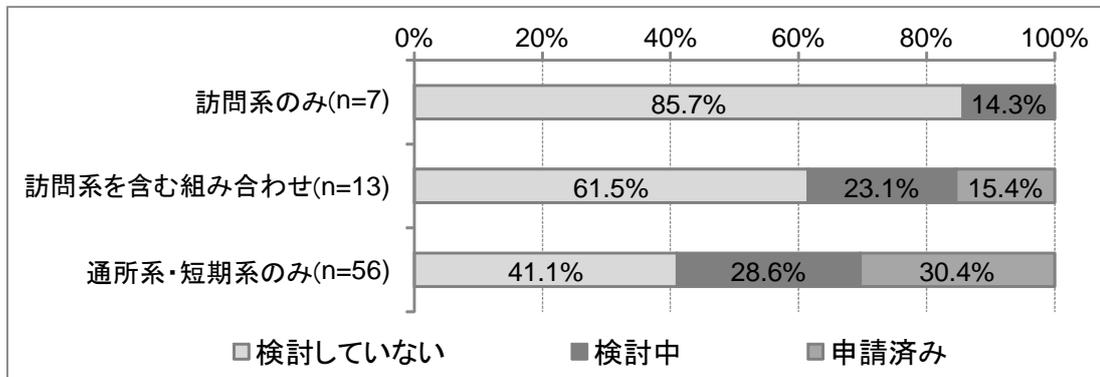
介護者が不安を感じる介護とサービスの利用回数の関係を見ると、訪問系サービスの利用回数の増加により、認知症状への対応と夜間の排泄について介護者の不安が軽減する傾向がみられました。

●サービス利用回数別・介護者が不安を感じる介護（訪問系、要介護3以上）



要介護度 4 以上の重度者に着目して、サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況の関係をみると、訪問系のみ、訪問系を含む組み合わせ、通所系・短期系の順で徐々に検討中・申請済みの割合が高まる傾向がみられました。

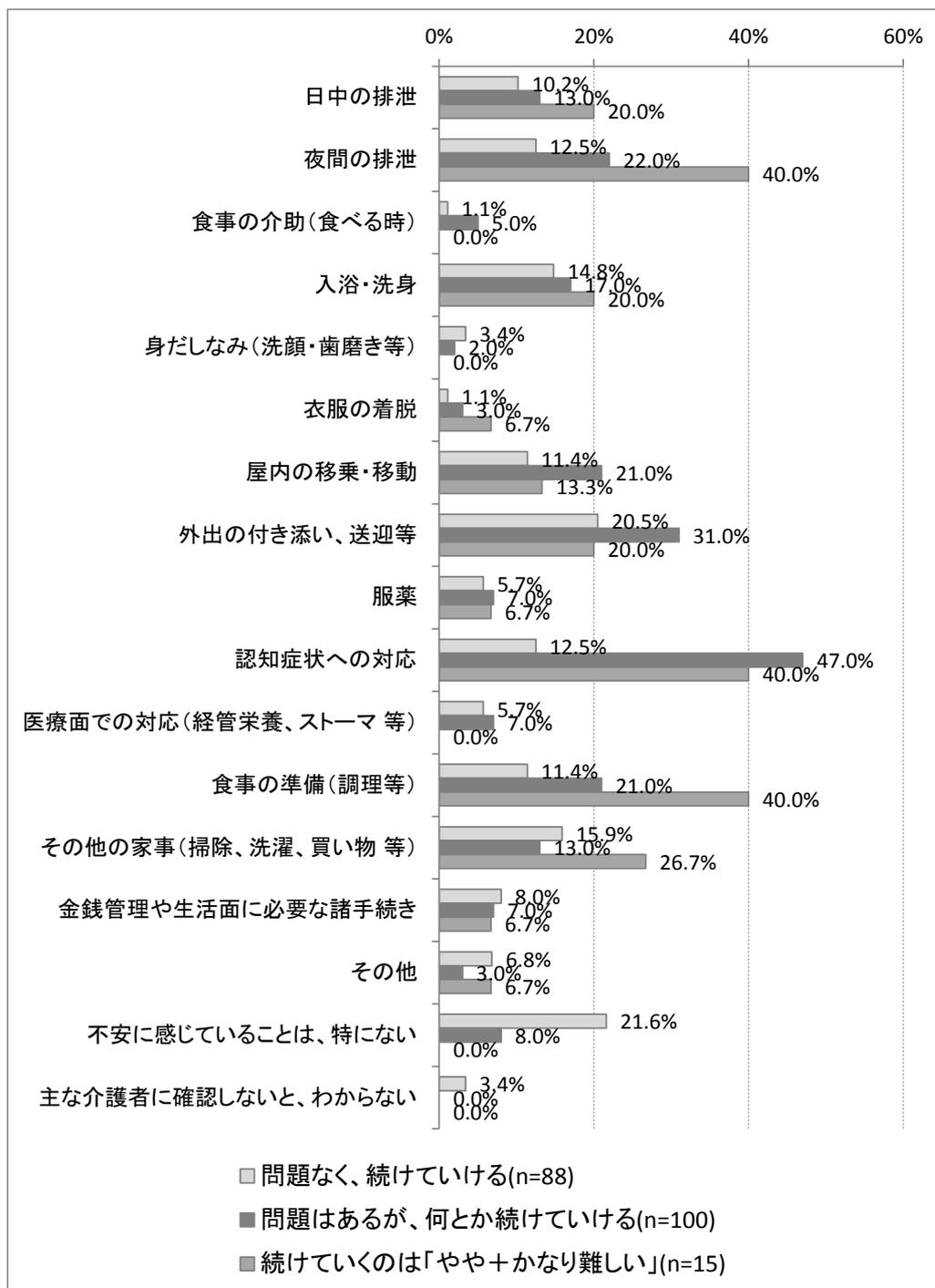
●サービス利用の組み合わせと施設等検討の状況(要介護度 4 以上)



## 2. 仕事と介護の両立に向けた支援・サービス提供体制の検討

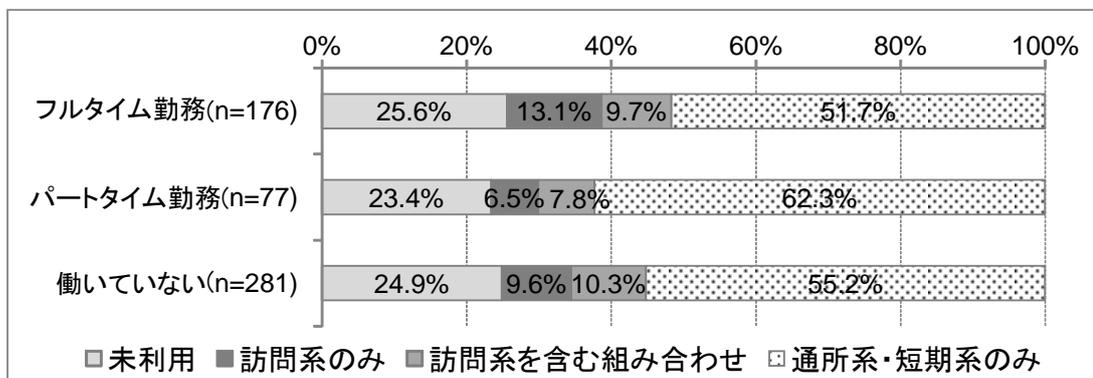
介護しながらの就労継続見込みごとに介護者が不安に感じる介護をみてみると、問題はあるが何とか続けていける、もしくは続けていくのは難しいとする人では、日中・夜間の排泄、認知症状への対応、食事の準備が高くなる傾向がみられました。

### ●就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務＋パートタイム勤務）



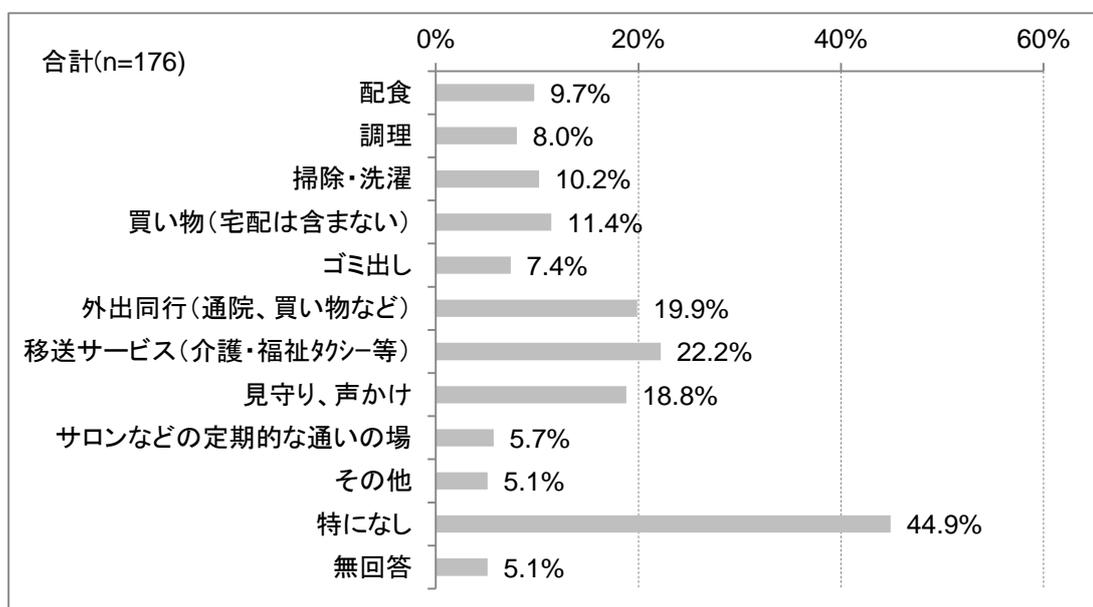
介護者の就労状況別に利用している介護保険サービスの組み合わせをみると、フルタイム勤務では、訪問系サービスの利用が、パートタイム勤務、働いていない介護者に比べ高くなっています。

●就労状況別・サービス利用の組み合わせ



フルタイムで勤務している介護者が、在宅生活の継続に必要と感じる支援をみると、外出同行や、移送サービスなどの外出の支援、見守り、声かけを特に必要と感じています。

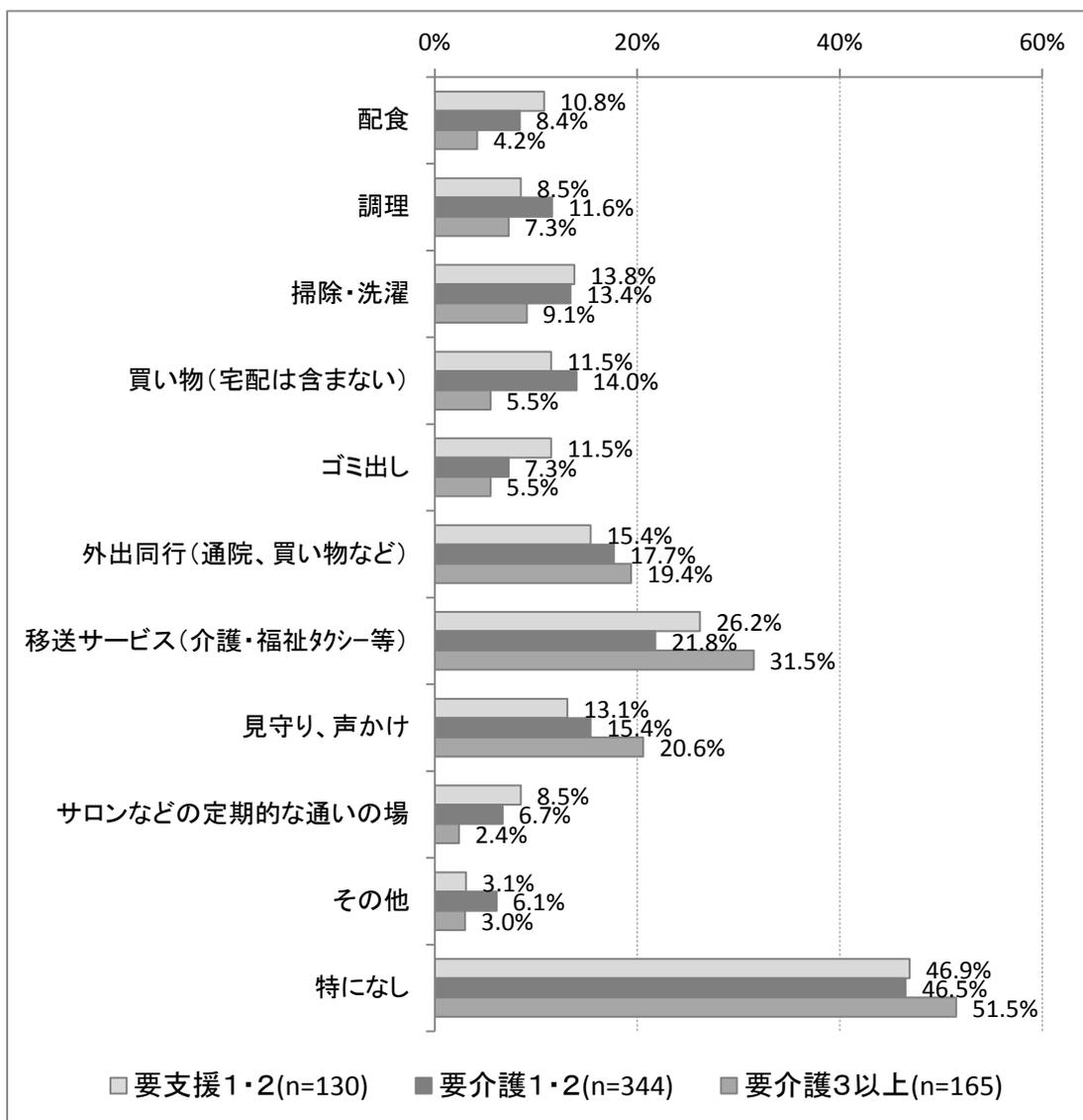
●在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（フルタイム勤務）



### 3. 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

要介護度別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスをみると、介護度2以下の比較的軽度のほうが、配食、調理、掃除・洗濯、買い物、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高い傾向がみられました。

#### ●要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

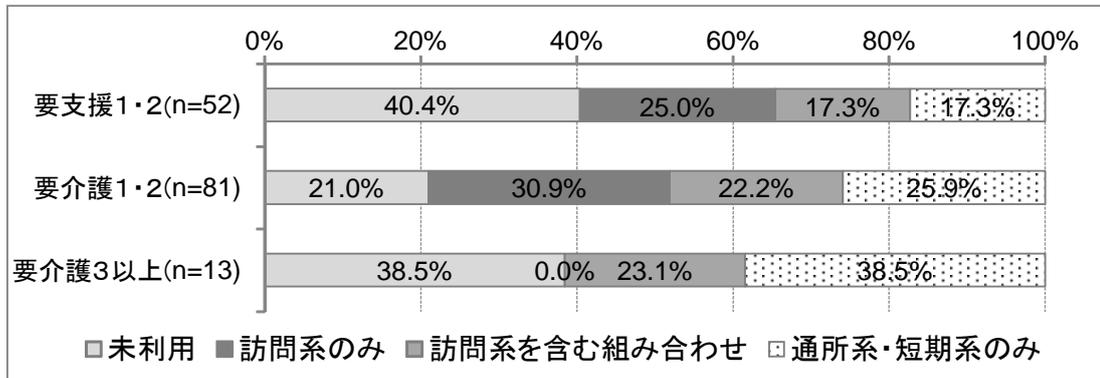


#### 4. 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

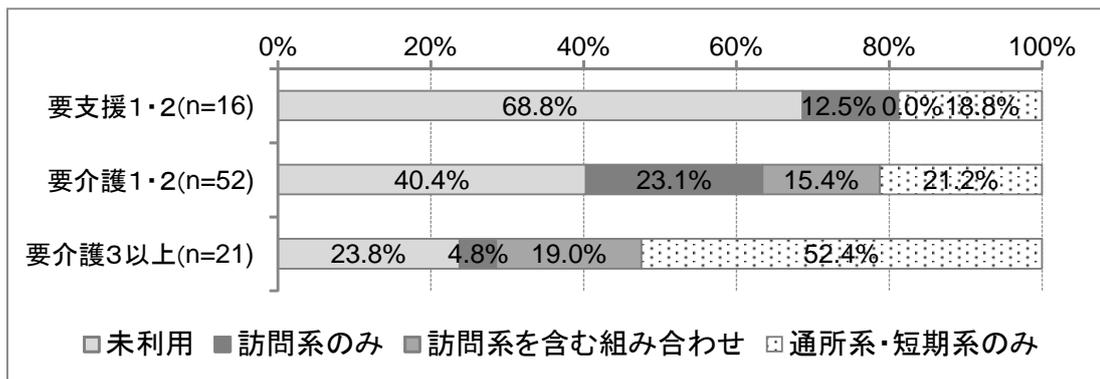
世帯類型別・要介護度別のサービス利用をみると、単身、夫婦のみ世帯は訪問系サービスの利用の割合が高くなっています。

##### ●要介護度別・サービス利用の組み合わせ

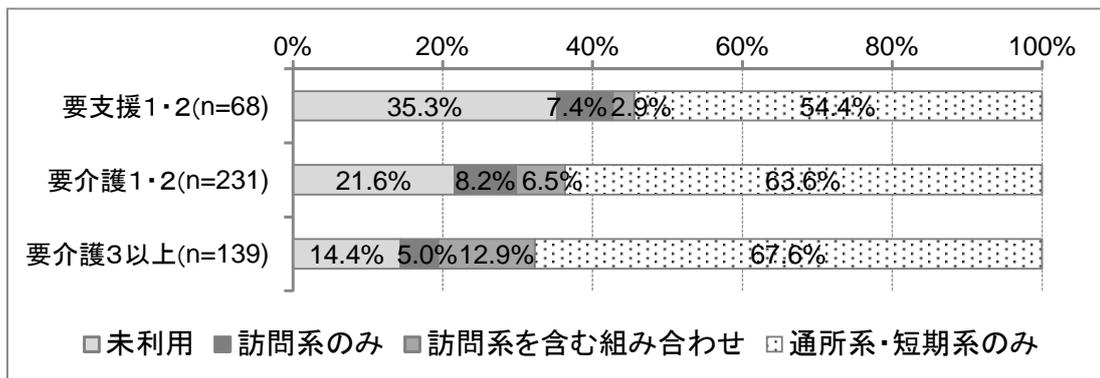
###### 単身世帯



###### 夫婦のみ世帯



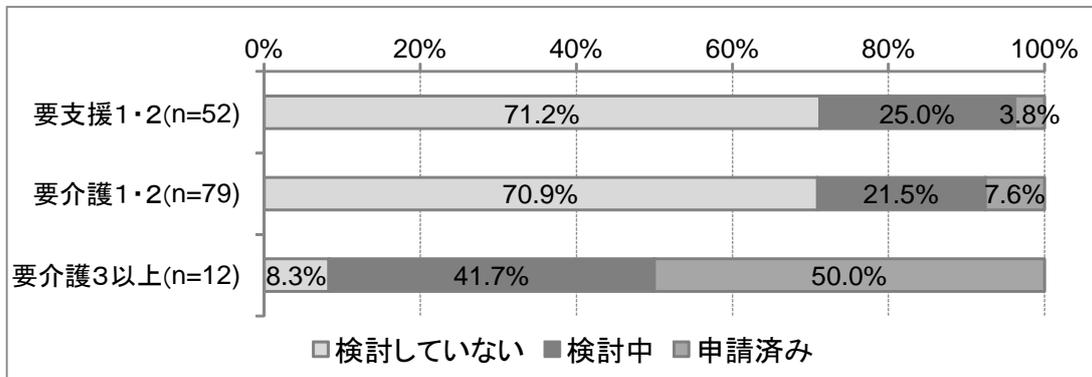
###### その他世帯



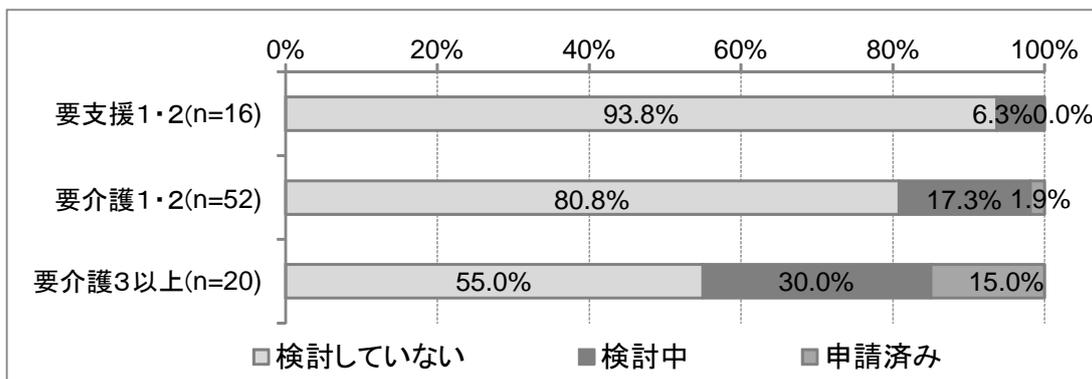
要介護度別・世帯類型別の施設等検討の状況をみると、要介護度の重度化により施設検討の割合が高くなる傾向があり、単身世帯では検討中が41.7%、申請済みが50.0%となっています。

●要介護度別・施設等検討の状況

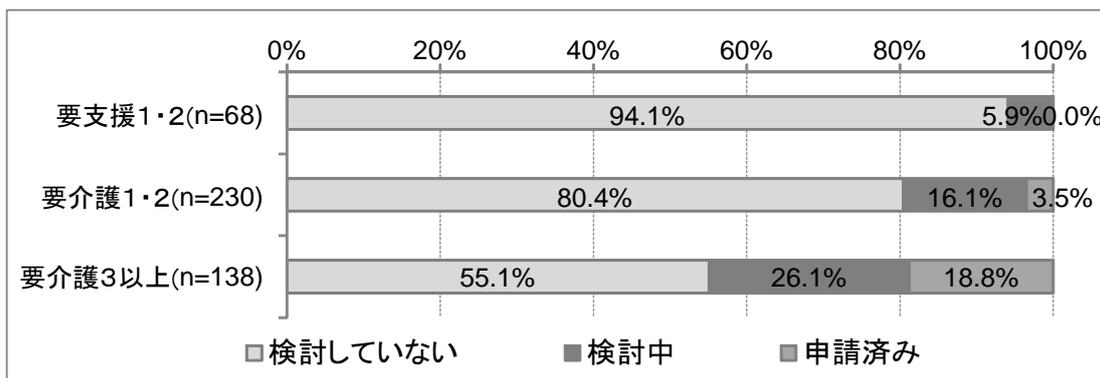
単身世帯



夫婦のみ世帯



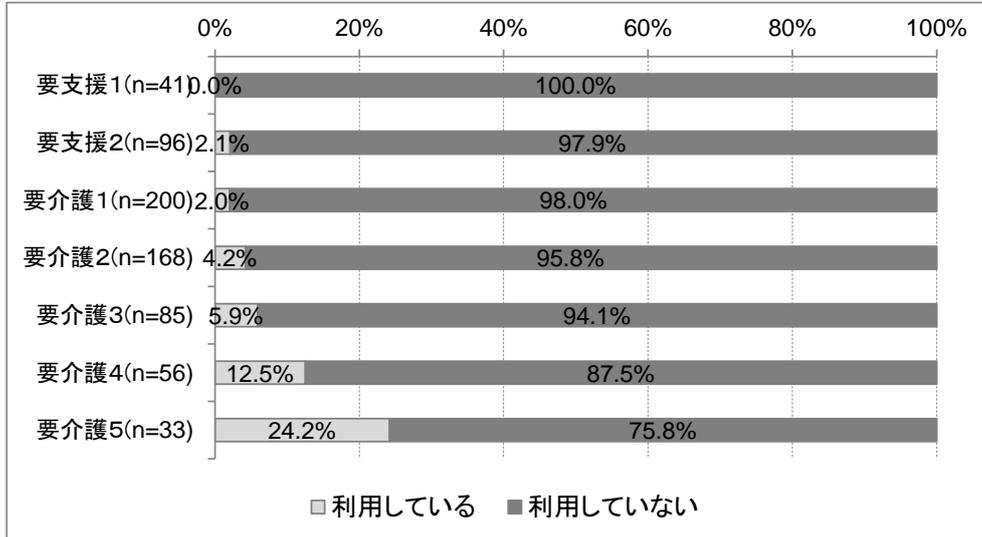
その他世帯



## 5. 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

要介護度別の訪問診療の利用の有無をみると、要介護度の重度化に伴い、訪問診療の利用割合が増加する傾向がみられます。

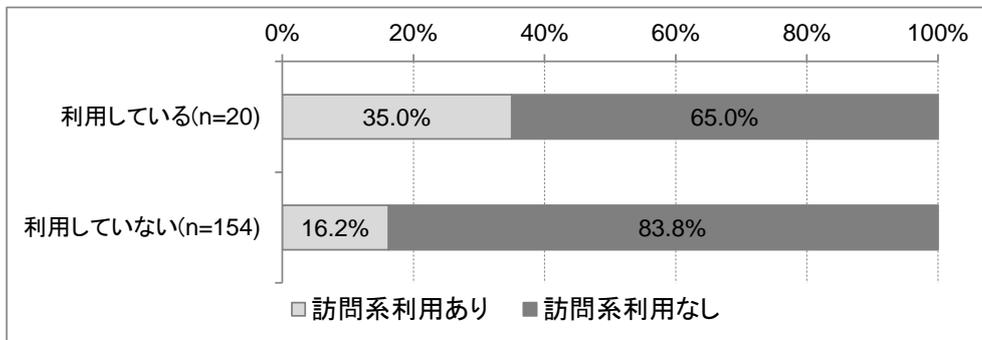
### ●要介護度別・訪問診療の利用割合



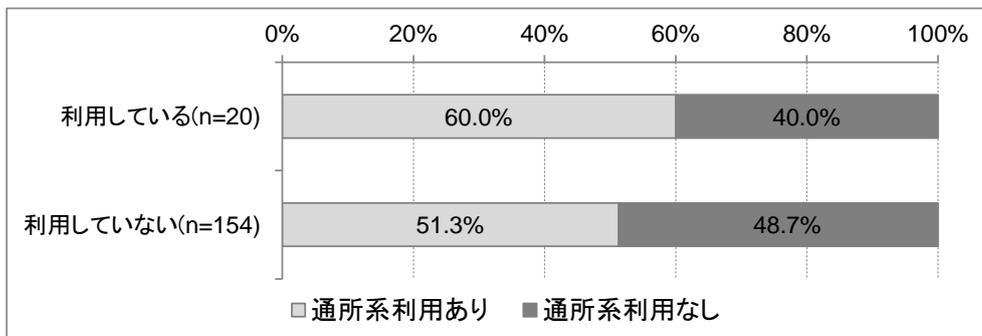
訪問診療の利用の有無別にサービスの利用の有無をみると、訪問診療を利用していると、訪問系・通所系サービスの利用割合が高くなっています。

### ●訪問診療の利用の有無別・サービス利用の有無（要介護3以上）

#### 訪問系



#### 通所系



## 第6節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### (1) 調査の実施概要

#### ■調査の目的

本調査は、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的として実施しました。

#### ■調査の対象者

一般高齢者（総合事業、要介護・要支援認定を受けていない高齢者）、総合事業対象者、要支援者を対象としています。

#### ■調査の方法

郵送配布・郵送回収

#### ■調査の実施時期

平成29年5月

#### ■配布回収の結果

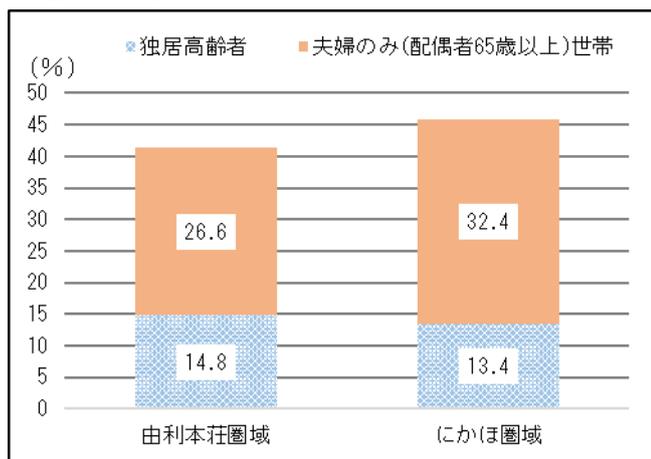
配布数		有効回答数	有効回答率
1,716件		1,191件	69.4%
由利本荘圏域	858件	595件	69.3%
にかほ圏域	858件	596件	69.5%

## (2) 調査結果の抜粋

### ① 高齢者世帯の状況

高齢者の世帯の状況については、由利本荘圏域で14.8%が独居高齢者、26.6%が高齢者夫婦のみの世帯であり、にかほ圏域で13.4%が独居高齢者、32.4%が高齢者夫婦のみの世帯であるという結果が得られました。両圏域で40%超が高齢者のみの世帯ということになります。

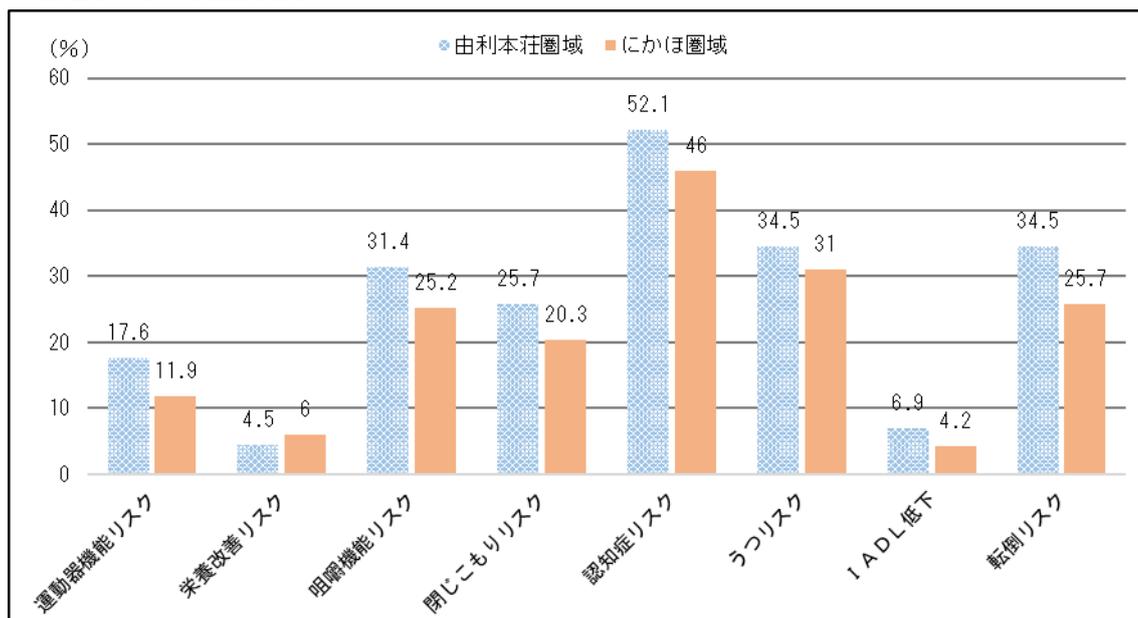
#### ●高齢者世帯の状況



### ② 各種リスクの発生状況

各種リスクの発生状況をみると、由利本荘圏域、にかほ圏域とも認知症リスクが最も高く、由利本荘圏域で52.1%、にかほ圏域で46.0%となっており、次いで、うつ、転倒、咀嚼機能、閉じこもりのリスクが高くなっています。

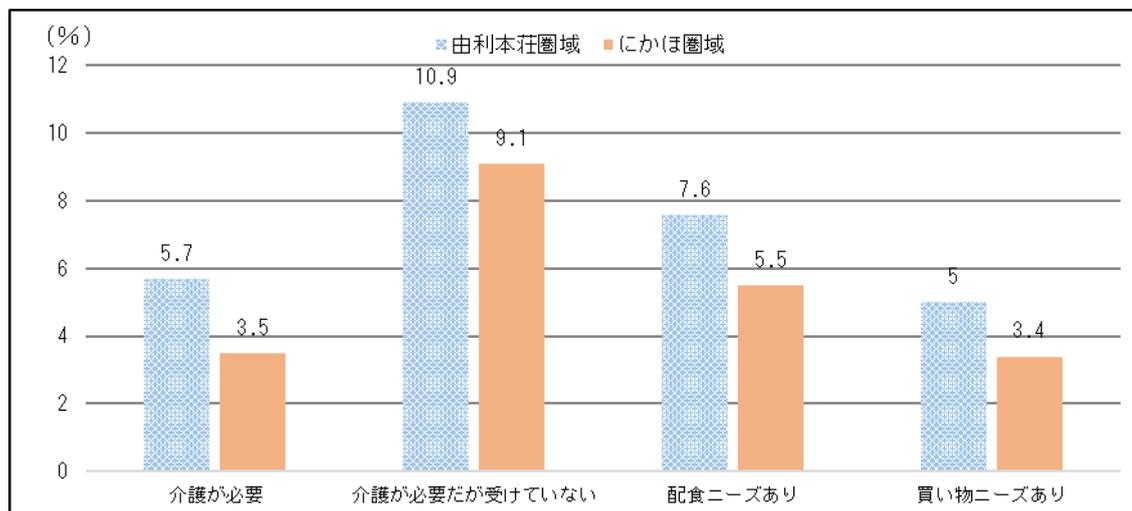
#### ●各種リスクの発生状況



### ③ 介護・介助や支援等が必要な高齢者

介護・介助や支援等を必要とする高齢者をみると、由利本荘圏域では、16.6%の高齢者が介護を必要としていますが、うち10.9%の高齢者は介護を受けていない状況にあります。にかほ圏域では、12.6%の高齢者が介護を必要としていますが、うち9.1%の高齢者は介護を受けていない状況にあります。

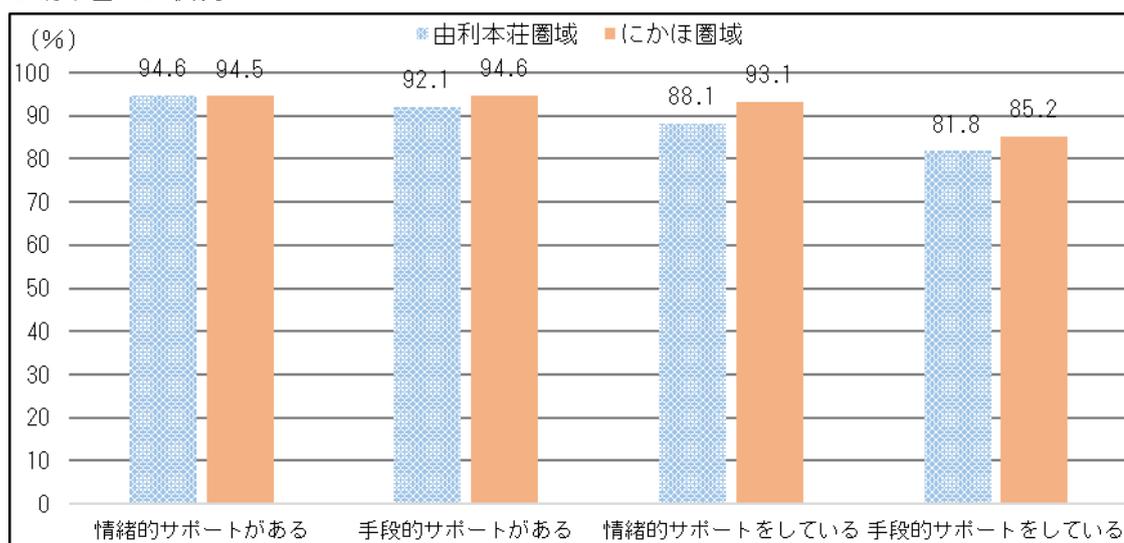
#### ●介護・介助や支援等が必要な高齢者



### ④ 助け合いの状況

助け合いの状況についてみると、由利本荘圏域、にかほ圏域ともに90%超の高齢者が誰かからサポートを受けている状況にあり、80%超の高齢者が誰かのサポートをしている状況にあります。

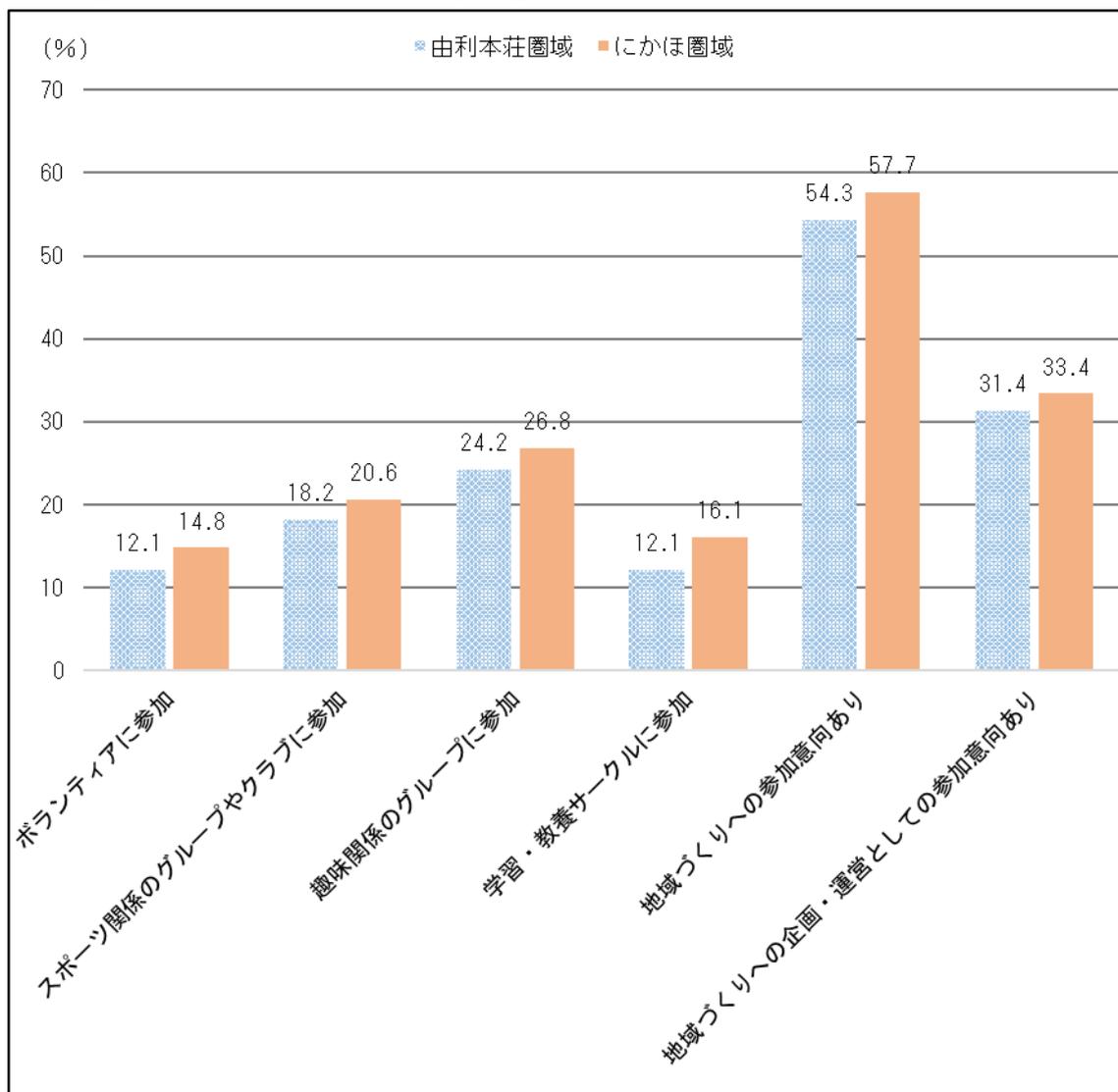
#### ●助け合いの状況



## ⑤ 社会活動への参加と地域づくりへの参加意向

社会活動の参加状況と地域づくりへの参加意向についてみると、由利本荘圏域で24.2%、にかほ圏域で26.8%の高齢者が趣味関係のグループに参加している状況にあります。また、由利本荘圏域で54.3%、にかほ圏域で57.7%の高齢者が地域づくりへの参加意向を持っている状況であり、由利本荘圏域で31.4%、にかほ圏域で33.4%が地域づくりの企画・運営としての参加意向を持っている状況にあります。

### ●社会活動への参加と地域づくりへの参加意向



## 第7節 介護給付の現状

### (1) 本荘由利圏域のサービス資源（基盤）の状況

本荘由利圏域のサービス提供事業者分布状況は以下のとおりです。

#### ●圏域内の事業者数

	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
居宅サービス	186	144	42
介護予防サービス	162	123	39
地域密着型介護サービス	42	27	15
地域密着型介護予防サービス	23	17	6
施設サービス	21	16	5
合 計	434	327	107

2017年9月末現在

また、サービス別の提供事業者の内訳は次のとおりです。

### ■居宅サービス事業者の状況

#### ●圏域内の居宅介護サービス事業者数

	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
居宅介護支援事業所	39	30	9
訪問介護（ホームヘルプサービス）	21	15	6
訪問入浴介護	6	5	1
訪問看護	10	8	2
訪問リハビリテーション	3	2	1
通所介護（デイサービス）	32	26	6
通所リハビリテーション（デイケア）	6	5	1
短期入所生活介護（ショートステイ）	37	29	8
短期入所療養介護（ショートステイ）	5	4	1
居宅療養管理指導	8	4	4
特定施設入居者生活介護	2	2	0
福祉用具貸与	7	6	1
特定福祉用具販売	10	8	2
合 計	186	144	42

2017年9月末現在

●圏域内の居宅介護予防サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
介護予防支援事業所	4	3	1
介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	19	13	6
介護予防訪問入浴介護	6	5	1
介護予防訪問看護	10	8	2
介護予防訪問リハビリテーション	3	2	1
介護予防通所介護（デイサービス）	45	34	11
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	6	5	1
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	37	29	8
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	5	4	1
介護予防居宅療養管理指導	8	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	2	2	0
介護予防福祉用具貸与	7	6	1
特定介護予防福祉用具販売	10	8	2
合 計	162	123	39

2017年9月末現在

■地域密着型サービス事業者の状況

●圏域内の地域密着型介護サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1
地域密着型通所介護（デイサービス）	14	9	5
認知症対応型通所介護（デイサービス）	2	1	1
小規模多機能型居宅介護	4	3	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	18	13	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1
合 計	42	27	15

2017年9月末現在

●圏域内の地域密着型介護予防サービス事業者数

	圏域全体		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	2	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	4	3	1
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	17	13	4
合 計	23	17	6

2017年9月末現在

## ■施設サービス事業者の状況

### ●圏域内の施設サービス事業者数

	圏域		
	圏域全体	由利本荘圏域	にかほ圏域
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16	12	4
介護老人保健施設（老人保健施設）	5	4	1
合 計	21	16	5

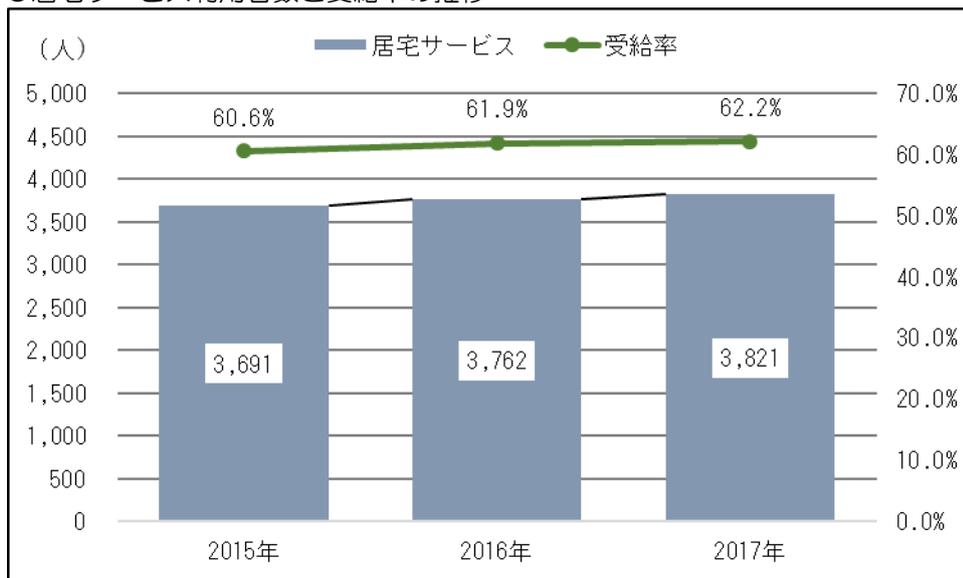
2017年9月末現在

## (2) 介護サービス利用者数と受給率

### ■居宅サービス利用者数と受給率の推移

居宅サービス利用者数と受給率の推移をみると、利用者数・受給率ともに増加傾向で推移しています。

### ●居宅サービス利用者数と受給率の推移

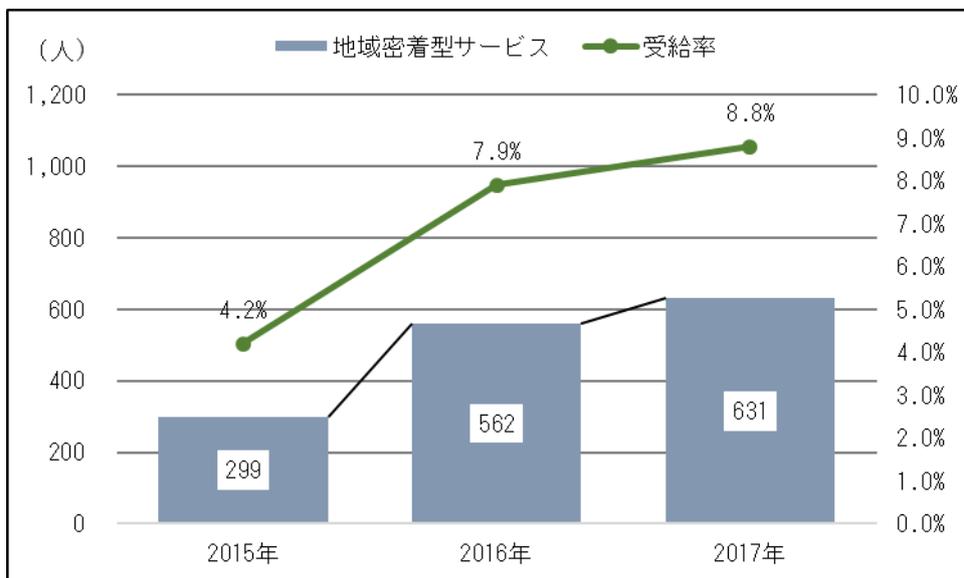


資料：介護保険事業状況報告9月分

## ■地域密着型サービス利用者数と受給率の推移

地域密着型サービスの利用者数と受給率の推移をみると、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設の整備と、2016年4月から利用定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行したことにより、利用者数、受給率ともに増加しています。

### ●地域密着型サービス利用者数と受給率の推移

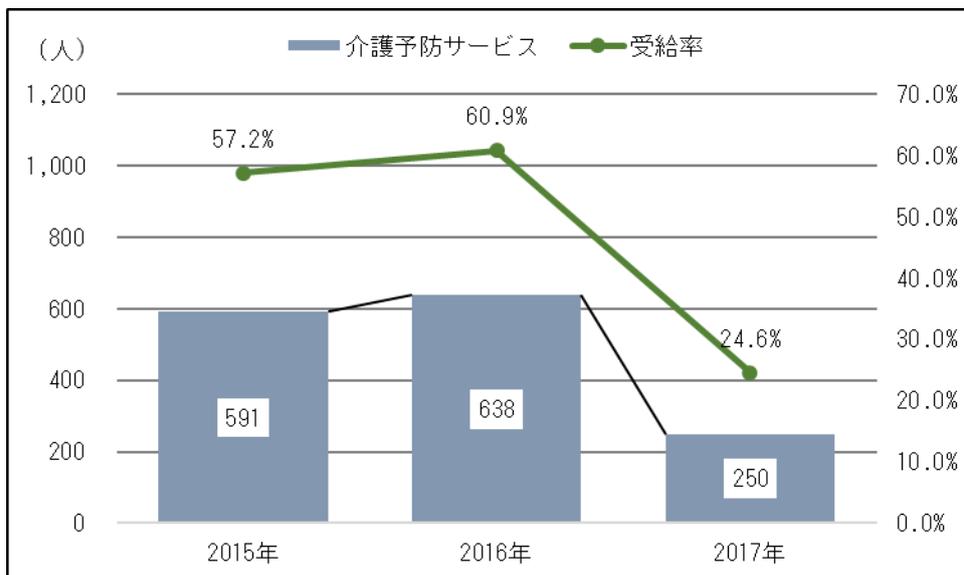


資料：介護保険事業状況報告 9月分

## ■介護予防サービス利用者数と受給率の推移

介護予防サービスの利用者数と受給率の推移をみると、組合では、2017年4月から介護予防訪問介護と、介護予防通所介護が地域支援事業へ移行したことにより、利用者数、受給率ともに減少しています。

### ●介護予防サービス利用者数と受給率の推移

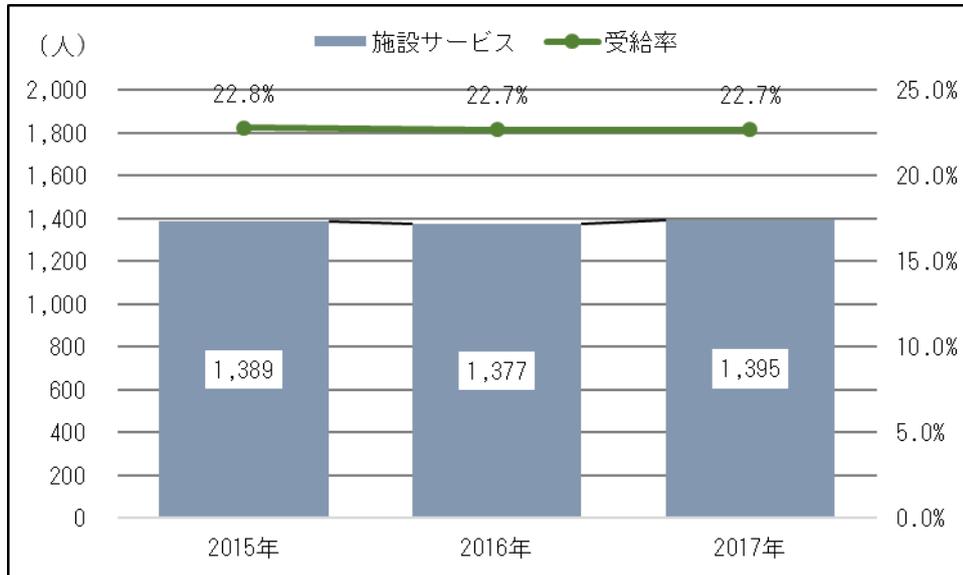


資料：介護保険事業状況報告 9月分

## ■施設サービス利用者数と受給率の推移

施設サービスの利用者数と受給率の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

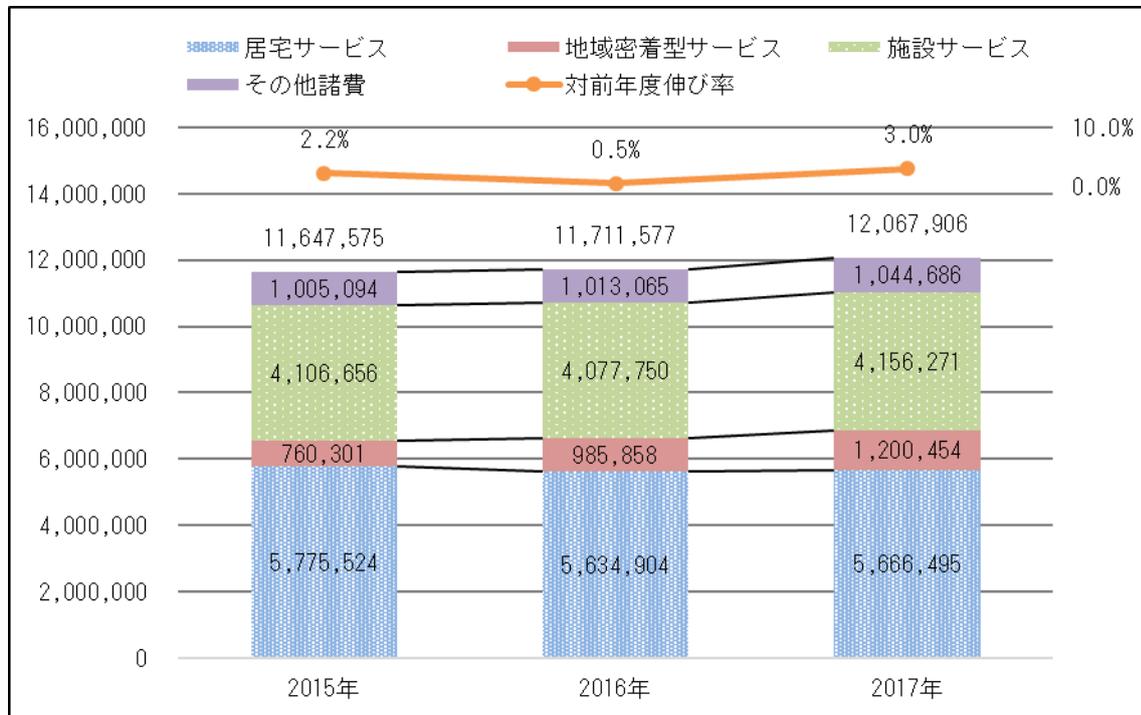
### ●施設サービス利用者数と受給率の推移



資料：介護保険事業状況報告 9 月分

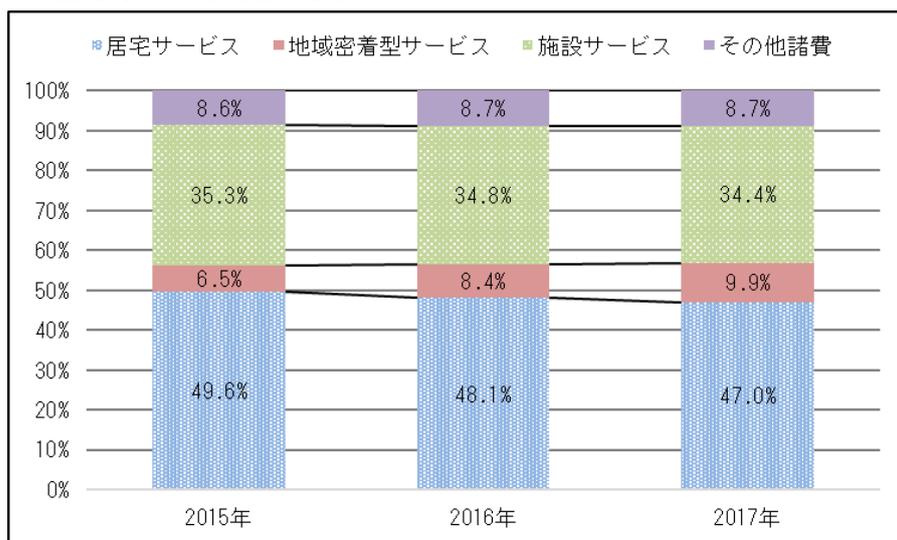
## (3) 介護給付費の推移

### ●介護給付費の推移



資料：組合介護保険課

●介護給付費の構成比の推移



資料：組合介護保険課

(4) 第6期における給付実績と計画値の比較

■居宅サービス

居宅サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、2015年度の特定施設入居者生活介護以外は実績値が計画値を下回っています。これは増加すると見込んでいた認定者数が横ばいに推移し、サービスの利用者数が増えなかったためと考えられます。2016年度の特定施設入居者生活介護は、年度中に見込んでいた、施設の開所が2017年度にずれ込んだために、計画値との差が大きくなっています。

	単位	2015年度			2016年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
<b>居宅サービス</b>							
訪問介護	回数/年	210,528	184,772	87.8%	219,788	182,650	83.1%
訪問入浴介護	回数/年	4,389	3,390	77.2%	4,524	3,024	66.8%
訪問看護	回数/年	8,775	7,010	79.9%	9,161	7,346	80.2%
訪問リハビリテーション	回数/年	2,866	2,044	71.3%	3,363	2,474	73.6%
居宅療養管理指導	人数/年	1,272	1,091	85.8%	1,571	1,174	74.7%
通所介護	回数/年	207,356	188,202	90.8%	191,047	169,483	88.7%
通所リハビリテーション	回数/年	29,507	20,679	70.1%	35,416	20,564	58.1%
短期入所生活介護	日数/年	290,625	286,270	98.5%	310,654	298,312	96.0%
短期入所療養介護	日数/年	6,639	4,153	62.6%	6,971	3,234	46.4%
福祉用具貸与	人数/年	20,663	19,751	95.6%	22,210	20,585	92.7%
特定福祉用具販売	人数/年	409	372	91.0%	417	359	86.1%
住宅改修	人数/年	270	219	81.1%	279	226	81.0%
特定施設入居者生活介護	人数/年	477	480	100.6%	1,207	472	39.1%
居宅介護支援	人数/年	43,793	42,961	98.1%	43,975	43,770	99.5%

資料：介護保険事業状況報告

## ■介護予防サービス

介護予防サービスの計画値と実績値をみると、サービス毎にばらつきはありますが、全体の傾向として、実績値が計画値を下回っています。これは、認定者数が見込みよりも少なかったことにより利用者数が増えなかったためと考えられます。

	単位	2015年度			2016年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数/年	2,455	2,588	105.4%	2,457	2,556	104.0%
介護予防訪問入浴介護	回数/年	78	10	12.8%	78	0	0.0%
介護予防訪問看護	回数/年	813	619	76.1%	965	585	60.6%
介護予防 訪問リハビリテーション	回数/年	141	104	73.8%	145	174	120.0%
介護予防居宅療養管理指導	人数/年	163	67	41.1%	218	105	48.2%
介護予防通所介護	人数/年	3,754	3,459	92.1%	3,753	3,714	99.0%
介護予防 通所リハビリテーション	人数/年	439	488	111.2%	473	474	100.2%
介護予防短期入所生活介護	日数/年	1,031	746	72.4%	1,111	1,253	112.8%
介護予防短期入所療養介護	日数/年	49	0	0.0%	49	6	12.2%
介護予防福祉用具貸与介護	人数/年	1,939	1,649	85.0%	2,275	1,925	84.6%
特定介護予防福祉用具販売	人数/年	75	48	64.0%	77	46	59.7%
予防住宅改修	人数/年	75	52	69.3%	87	53	60.9%
介護予防 特定施設入居者生活介護	人数/年	87	45	51.7%	104	45	43.3%
介護予防支援	人数/年	7,025	7,004	99.7%	6,941	7,460	107.5%

資料：介護保険事業状況報告

## ■地域密着型サービス

地域密着型サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、2015年度の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と介護予防小規模多機能型居宅介護以外は実績値が計画値を下回っています。これは、見込みよりサービス提供事業者の参入が少なかったことと、2016年度中に見込んだ事業所の開所が2017年度末にずれ込んだためです。

	単位	2015年度			2016年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/年	286	95	33.2%	580	111	19.1%
夜間対応型訪問介護	人数/年	108	0	0.0%	468	0	0.0%
地域密着型通所介護	回数/年				30,200	24,133	79.9%
認知症対応型通所介護	回数/年	4,417	2,646	59.9%	6,010	1,841	30.6%
小規模多機能型居宅介護	人数/年	845	319	37.8%	1,267	513	40.5%
認知症対応型共同生活介護	人数/年	2,255	2,169	96.2%	2,626	2,172	82.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/年	0	0	-	312	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/年	360	361	100.3%	996	374	37.6%
看護小規模多機能型居宅介護	人数/年	318	199	62.6%	364	210	57.7%
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数/年	343	171	49.9%	348	180	51.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/年	58	59	101.7%	67	56	83.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/年	13	11	84.6%	38	23	60.5%

資料：介護保険事業状況報告

## ■地域密着型サービス（圏域別再掲）

### ①由利本荘圏域

由利本荘圏域における地域密着型サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、認知症対応型通所介護事業所の廃止や見込んでいたサービスについて事業者の参入がなかったこと、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等の事業所の開所が2017年度末であることにより、実績値が計画値を下回っています。

	単位	2015年度			2016年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/年	211	32	15.2%	467	16	3.4%
夜間対応型訪問介護	人数/年	75	0	0.0%	324	0	0.0%
地域密着型通所介護	回数/年				18,503	14,969	80.9%
認知症対応型通所介護	回数/年	2,085	802	38.5%	3,343	639	19.1%
小規模多機能型居宅介護	人数/年	563	269	47.8%	848	388	45.8%
認知症対応型共同生活介護	人数/年	1,715	1,632	95.2%	1,889	1,660	87.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/年	0	0	-	312	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/年	0	0	-	636	0	0.0%
看護小規模多機能型居宅介護	人数/年	18	11	61.1%	53	12	22.6%
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数/年	162	0	0.0%	162	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/年	45	43	95.6%	45	46	102.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/年	13	11	84.6%	26	18	69.2%

資料：介護保険事業状況報告

## ②にかほ圏域

にかほ圏域における地域密着型サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、認知症対応型共同生活介護 1 ユニットの増設がありましたが、見込んでいたサービスについて、事業所の参入がなかったことにより、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外は、実績値が計画値を下回っています。

	単位	2015 年度			2016 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
<b>地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/年	75	63	84.0%	113	95	84.1%
夜間対応型訪問介護	人数/年	33	0	0.0%	144	0	0.0%
地域密着型通所介護	回数/年				11,697	9,164	78.3%
認知症対応型通所介護	回数/年	2,332	1,844	79.1%	2,667	1,202	45.1%
小規模多機能型居宅介護	人数/年	282	50	17.7%	419	125	29.8%
認知症対応型共同生活介護	人数/年	540	537	99.4%	737	512	69.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/年	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/年	360	361	100.3%	360	374	103.9%
看護小規模多機能型居宅介護	人数/年	300	188	62.7%	311	198	63.7%
<b>介護予防地域密着型サービス</b>							
介護予防認知症対応型通所介護	回数/年	181	171	94.5%	186	180	96.8%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/年	13	16	123.1%	22	10	45.5%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/年	0	0	-	12	5	41.7%

資料：介護保険事業状況報告

## ■施設サービス

施設サービスの計画値と実績値をサービス別にみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は、ほぼ計画値どおりの利用実績となっています。

	単位	2015 年度			2016 年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
<b>介護保険施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	人数/年	11,188	11,032	98.6%	11,188	10,962	98.0%
介護老人保健施設	人数/年	5,726	5,603	97.9%	5,726	5,589	97.6%
介護療養型医療施設	人数/年	12	0	0.0%	12	0	0.0%

資料：介護保険事業状況報告

## (5) 標準給付費の計画値と実績値の比較

第6期計画期間の2015年度及び2016年度における標準給付費の計画値と実績値をみると、両年度とも実績値が計画値を下回っていました。また、費用ごとの内訳をみると、2016年度の地域密着型サービス等給付額の実績値が対計画比で7割に満たないという結果でした。

特定入所者介護サービス費等給付額の実績値が計画値を上回っていますが、介護報酬の改定により介護老人福祉施設の基本報酬に含まれていた多床室の室料相当分が居住費に移行したことによるものと考えられます。

### ●標準給付費の計画値と実績値

(単位：千円)

	2015年度			2016年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス給付費	5,908,945	5,555,806	94.0%	6,118,945	5,407,534	88.4%
地域密着型サービス給付費	914,158	760,301	83.2%	1,583,967	985,858	62.2%
介護予防サービス給付費	247,581	219,718	88.7%	254,038	227,370	89.5%
施設サービス給付費	4,202,430	4,106,656	97.7%	4,192,573	4,077,750	97.3%
特定入所者介護サービス費等給付額	680,180	728,033	107.0%	674,028	728,557	108.1%
高額介護サービス費等給付額	231,398	228,644	98.8%	241,309	238,558	98.9%
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,983	34,504	107.9%	37,255	31,716	85.1%
審査支払手数料	14,401	13,913	96.6%	15,150	14,234	94.0%
標準給付費計	12,231,076	11,647,575	95.2%	13,117,265	11,711,577	89.3%

資料：組合介護保険課

## 第 8 節 地域支援事業の現状

地域支援事業とは、要支援・要介護状態に至る前の高齢者に対する介護予防サービスの提供、高齢者が地域で生活を継続するためのサービス利用支援などを行う事業です。

地域支援事業は事業内容や実施趣旨により、(1) 介護予防事業、(2) 包括的支援事業、(3) 任意事業の 3 つから成り立ち、それらの事業の実施において中心的な役割を果たす機関として地域包括支援センターが位置づけられています。

### (1) 介護予防事業

介護予防事業は、65 歳以上の人に対し、心身の状況の改善および生活機能全体の維持・向上を目指し、居家で活動的な生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

2015・2016 年度は介護予防事業をこれまでと同様に一次予防事業と二次予防事業により構成し実施しました。2017 年度からは介護予防・日常生活支援総合事業として実施しています。

#### ① 二次予防事業

第 1 号被保険者の中から要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して介護予防事業を実施します。通所または訪問により、要介護状態の予防、要介護状態の軽減、悪化の防止などを目的としています。

#### (a) 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業の対象となる方の決定を行う事業です。第 1 号被保険者を対象に基本チェックリストを行い生活機能に関する状態を評価し、二次予防事業対象者を把握しました。

#### ●二次予防事業対象者数

	2015 年度						2016 年度					
			男		女				男		女	
65-69 歳	830 人	26.2%	360 人	30.8%	470 人	23.5%	164 人	6.7%	75 人	8.6%	89 人	5.7%
70-74 歳	979 人	30.9%	359 人	30.8%	620 人	31.0%	908 人	37.3%	335 人	38.2%	573 人	36.7%
75-79 歳	1,267 人	40.0%	424 人	36.3%	843 人	42.1%	1,293 人	53.0%	443 人	50.5%	850 人	54.5%
80-89 歳	91 人	2.9%	23 人	2.0%	68 人	3.4%	72 人	3.0%	23 人	2.6%	49 人	3.1%
90 歳以上	1 人	0.0%	1 人	0.1%	0 人	0.0%	1 人	0.0%	1 人	0.1%	0 人	0.0%
合計	3,168 人		1,167 人		2,001 人		2,438 人		877 人		1,561 人	

資料：組合介護保険課

また、二次予防事業対象者の各項目の該当状況をみると、両年度とも、運動器の機能低下、口腔機能の低下、認知機能低下について該当割合が高く、男性では口腔機能の低下、女性では運動器の機能低下の該当割合が最も高くなっています。

●二次予防事業対象者の該当項目の状況

		2015年度						2016年度					
		対象者数		男		女		対象者数		男		女	
対象者数		3,168人		1,167人		2,001人		2,438人		877人		1,561人	
各項目の該当状況	運動器の機能低下	1,851人	58.4%	543人	46.5%	1,308人	65.4%	1,442人	59.1%	395人	45.0%	1,047人	67.1%
	低栄養状態	78人	2.5%	27人	2.3%	51人	2.5%	47人	1.9%	19人	2.2%	28人	1.8%
	口腔機能の低下	1,798人	56.8%	795人	68.1%	1,003人	50.1%	1,505人	61.7%	620人	70.7%	885人	56.7%
	閉じこもり	438人	13.8%	128人	11.0%	310人	15.5%	370人	15.2%	98人	11.2%	272人	17.4%
	認知機能低下	1,608人	50.8%	632人	54.2%	976人	48.8%	1,127人	46.2%	464人	52.9%	663人	42.5%
	うつ	1,249人	39.4%	496人	42.5%	753人	37.6%	1,002人	41.1%	389人	44.4%	613人	39.3%

※複数項目該当者あり

資料：組合介護保険課

(b) 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、通所による介護予防を目的として「運動器の機能向上」や「認知機能の低下予防」の事業を実施するほか、従来は運動器、栄養、口腔の各機能向上プログラムで単独に取り組んでいた事業を複合型プログラムとして、実施に取り組みました。

◆運動器の機能向上プログラム

専門スタッフ（保健師や運動指導士、理学療法士など）が筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの運動指導を行いました。

◆認知機能の低下（認知症）予防・支援プログラム

介護予防の観点から効果的と判断された、認知機能の低下を予防するプログラムを実施しました。

◆複合型プログラム

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を組み合わせ、より効果的・効率的なプログラムとして実施しました。

●通所型介護予防事業の実績

	2015年度				2016年度			
	箇所数	回数	実人数	延人数	箇所数	回数	実人数	延人数
運動器の機能向上プログラム	5か所	60回	33人	347人	5か所	60回	27人	265人
認知機能の低下(認知症)予防・支援プログラム	4か所	30回	54人	282人	4か所	30回	44人	220人
複合型プログラム	12か所	203回	145人	1,763人	12か所	203回	131人	1,574人
合計	21か所	293回	232人	2,392人	21か所	293回	202人	2,059人

資料：組合介護保険課

(c) 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者の自宅を保健師等が訪問し、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」の事業を実施するほか、「閉じこもり予防・支援」等の事業も実施しました。

◆運動器の機能向上プログラム

保健師が訪問し、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの運動指導を行いました。

◆栄養改善プログラム

栄養士が訪問し、低栄養を予防するための食事内容や調理方法などの指導や相談を行うほか、低栄養状態を改善するために特に必要と認められる場合には、栄養改善プログラムの一環として配食の支援を行いました。

◆口腔機能の向上プログラム

歯科衛生士が訪問し、口腔内の健康を保つため、口腔ケアの方法や嚥下機能向上などのため訓練・指導を行いました。

◆閉じこもり予防・支援プログラム

外出の機会が少ない、あるいは日中一人で過ごすことが多い人に対し、通所型の事業や地域の趣味活動、ボランティア活動などへの参加を促す働きかけを行いました。

●訪問型介護予防事業の実績

	2015 年度			2016 年度		
	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数
運動器の機能向上プログラム	8 回	3 人	8 人	18 回	6 人	18 人
栄養改善プログラム	3 回	1 人	3 人	0 回	0 人	0 人
口腔機能の向上プログラム	8 回	4 人	8 人	10 回	4 人	10 人
閉じこもり予防・支援プログラム	0 回	0 人	0 人	3 回	1 人	3 人
合 計	19 回	8 人	19 人	31 回	11 人	31 人

資料：組合介護保険課

(d) 二次予防事業評価事業

二次予防事業の参加者のうち、状態が悪化した方が 2015 年度、2016 年度ともに 1 人いましたが、それ以外の方は状態が維持または改善していることから、二次予防事業の効果は大きいと評価しています。

②一次予防事業

(a) 介護予防普及啓発事業

介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、介護予防に関するパンフレットの配布や講演会、相談会、介護予防教室等を開催しました。

●介護予防普及啓発事業の実績

	2015 年度		2016 年度	
	回数	延人数	回数	延人数
講演会や相談会の開催	440 回	8,025 人	418 回	6,230 人
介護予防教室等の開催	697 回	2,778 人	614 回	3,330 人
合 計	1,137 回	10,803 人	1,032 回	9,560 人

資料：組合介護保険課

## (b) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修や介護予防を推進する地域活動組織の育成、支援の事業などを実施しました。

### ◆介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修

介護予防に役立つ知識や技術を普及するための研修会を開催し、ボランティアの育成と地域における活動を支援しました。

### ◆介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

地域の介護予防活動に取り組む地域団体等の活動を支援しました。

### ◆社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

介護支援ボランティア活動等の社会参加活動を通じた、介護予防に資する地域活動を実施しました。

### ◆高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

様々な社会資源を活用した各種サービスを提供し、高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図りました。

### ●地域介護予防活動支援事業の実績

	2015年度		2016年度	
	回数	延人数	回数	延人数
介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修	1回	11人	0回	0人
介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援	1,076回	9,710人	1,024回	9,597人
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施	0回	0人	1,035回	1,035人
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	543回	11,447人	805回	12,438人
合計	1,620回	21,159人	2,864回	23,070人

資料：組合介護保険課

### (c) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施しました。

#### ●地域リハビリテーション活動支援事業の実績

	2015年度		2016年度	
	回数	延人数	回数	延人数
住民への介護予防に関する技術的助言	17回	305人	16回	286人
地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援	1回	25人	1回	22人
合計	18回	330人	17回	308人

資料：組合介護保険課

### (d) 一次予防事業評価事業

介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業とも、多くの開催と参加者が確保されていることから、適切に実施されていると評価しています。

## (2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、介護予防ケアマネジメント、総合支援相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどで構成され、地域包括支援センターで実施しました。

さらに、2025年に向けた地域包括ケアシステム構築のため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議の推進に取り組みました。

### ①介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、二次予防事業対象者について地域包括支援センターの保健師が中心となって、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めました。

### ②総合相談支援事業

地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付などについても窓口となって対応し、健康や介護サービスなどに関する住民の不安や不満を解消するよう、住民の立場に立ったきめ細かい対応に努めました。さらに、地域における様々なサービス等の利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的かつ多面的な支援を展開しました。

### ③権利擁護事業

認知症等により判断能力が十分でない人が、金銭の管理不十分、不当な契約の強要などによって、被害を受けるケースが増えています。また、家族など、身近な人による虐待や人権侵害が問題となるケースもあり、そのような人が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援しました。地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁護事業として、成年後見制度に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を図りました。

さらに、高齢者等の虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組みました。

### ④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施しました。

#### ◆ケアマネジャーの日常的個別相談・指導

地域のケアマネジャーの相談に応じ、ケアプラン作成等の技術的な指導を行いました。

#### ◆支援困難事例への指導助言

地域のケアマネジャーが個々では解決しきれない支援困難事例、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導、助言しました。

#### ◆地域のケアマネジャーのネットワーク構築

地域のケアマネジャーの日常的な業務の支援のため、ケアマネジャーのネットワークをつくり、その活用とケアマネジャーの資質向上を図りました。

#### ◆長期継続ケア

医療を含めた多職種連携の実現を図りました。

#### ●包括的支援事業の実績

	2015年度	2016年度
	件数	件数
介護予防ケアマネジメント事業	216件	340件
総合相談支援事業	13,909件	6,317件
権利擁護事業	159件	107件
包括的・継続的ケアマネジメント事業	2,458件	3,146件

資料：組合介護保険課

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進しました。

### ⑥生活支援体制整備事業

行政が中心となって、町内会・自治会、NPO 法人、ボランティア、民間企業等の様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加を一体的に推進しました。

### ⑦認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を推進しました。

### ⑧地域ケア会議推進事業

地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援しました。

## (3) 任意事業

任意事業では、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業などを実施し、高齢者の生活を支える地域づくりを進めています。

### ①介護給付等費用適正化事業

制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図りました。要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる、要介護認定調査のチェック、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、介護給付費通知、医療情報との突合等を実施しました。

#### ●介護給付等費用適正化事業の実績

	2015 年度		2016 年度	
	回数	延人数	回数	延人数
介護給付等費用適正化事業	26 回	6,406 人	26 回	6,268 人

資料：組合介護保険課

## ②家族介護支援事業

介護者の支援、負担軽減などを目的とし、要介護認定者の家族を支援するための事業を実施しました。

### ◆家族介護教室

高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的に開催しました。

### ◆認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした認知症に関する広報・啓発活動を行いました。

### ◆家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図りました。

○家族介護用品支給事業（紙おむつ等支給）

○家族介護者交流事業

### ●家族介護支援事業の実績

	2015年度				2016年度			
	箇所数	回数	実人数	延人数	箇所数	回数	実人数	延人数
家族介護教室	31 箇所	31 回	468 人	517 人	35 箇所	35 回	482 人	547 人
認知症高齢者見守り事業	6 箇所	6 回	268 人	268 人	36 箇所	673 回	10,326 人	19,826 人
家族介護継続支援事業	76 箇所	444 回	240 人	694 人	85 箇所	421 回	225 人	665 人
家族介護用品支給事業	61 箇所	429 回	61 人	429 人	63 箇所	400 回	61 人	400 人
家族介護者交流事業	15 箇所	15 回	179 人	265 人	21 箇所	21 回	164 人	265 人
合 計	113 箇所	481 回	976 人	1,479 人	156 箇所	1,129 回	11,033 人	21,038 人

資料：組合介護保険課

### ③その他の事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業以外に、組合の任意事業として以下の事業を実施しました。

#### ◆福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成しました。

#### ◆認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案および実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成しました。

#### ◆地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を図るため、配食サービスにより高齢者の状況を定期的に把握しました。

- ・地域資源を活用したネットワーク形成事業

#### ●その他の事業の実績

	2015年度				2016年度			
	箇所数	回数	実人数	延人数	箇所数	回数	実人数	延人数
福祉用具・住宅改修支援事業	15か所	15回	15人	15人	9か所	9回	9人	9人
認知症サポーター等養成事業	66か所	66回	2,255人	2,255人	53か所	53回	1,652人	1,652人
地域自立生活支援事業	246か所	22,957回	618人	25,289人	245か所	21,913回	578人	22,234人
地域資源を活用したネットワーク形成事業	246か所	22,957回	618人	25,289人	245か所	21,913回	578人	22,234人
ネットワーク形成事業（配食）	212か所	22,649回	212人	22,649人	229か所	21,691回	229人	21,691人
地域支え合い体制活動支援事業	21か所	21回	393人	2,353人	8か所	20回	341人	341人
安心生活見守り支援事業	13か所	287回	13人	287人	8か所	202回	8人	202人
合計	327か所	23,038回	2,888人	27,559人	307か所	21,975回	2,239人	23,895人

資料：組合介護保険課

#### (4) 地域支援事業費の計画値と実績値の比較

第6期計画期間の2015年度および2016年度における地域支援事業費の計画値と実績値をみると両年度とも実績値が計画値を下回っており、2015年度は対計画比が91.3%、2016年度は対計画比が63.3%となっています。

##### ●地域支援事業費の計画値と実績値

(単位：千円)

	2015年度			2016年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防事業費	48,418	33,248	68.7%	61,205	36,210	59.2%
二次予防事業費	29,209	18,624	63.8%	29,677	14,414	48.6%
一次予防事業費	19,209	14,624	76.1%	31,528	21,796	69.1%
包括的支援事業費	88,490	95,321	107.7%	177,772	111,978	63.0%
任意事業費	26,246	20,461	78.0%	28,085	20,776	74.0%
地域支援事業費計	163,154	149,030	91.3%	267,062	168,964	63.3%

## 第3章 高齢者の自立支援と介護予防、 介護給付の適正化に向けた取り組み

### 第1節 高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて取り組みを進めることが重要とされています。

#### ■高齢者の自立支援と介護予防に向けた取り組み

組合の人口推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて高齢化率は上昇していき、第1号被保険者数においても、75歳以上の被保険者数が増えていきます。それに伴い2025年までに認定者数も増加する見込みです。こうした背景から、生活支援の必要な高齢者は増加していくことが予測されます。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施により、組合の高齢者のリスクの発生状況として、認知症、うつ、転倒、咀嚼機能、閉じこもりの各種リスクが高くなっていることがわかりました。まずは、閉じこもり傾向にある高齢者に外に出てもらい様々な活動に参加してもらうことで、各種リスクの発生状況を低下させていく必要があると考えます。

一方で、趣味等のサークルへ参加する高齢者、地域づくりに参加意向がある高齢者も多いことがわかりました。こうした高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、これまでの得た技能や経験を活かしたボランティア活動を通じて、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場を創出することで、高齢者の生きがいにつながると考えます。

高齢者が参加・活動する住民主体の通いの場に、各種リスクを抱える高齢者、趣味等のサークルや地域づくりに参加意向がある高齢者に参加してもらい、参加した高齢者同士支え合うことで、介護予防、日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることが可能になります。

こうしたことから、組合では、高齢者の自立支援と介護予防の取り組みとして、2025年に向けて高齢者自身が担い手として活動する通いの場を新たに創出し、活動内容の充実に取り組んでいきます。

## ■通いの場の現状

地域の高齢者の通いの場として、由利本荘圏域では地域ミニデイサービス、にかほ圏域では集落サロンを開催しています。

### ●住民主体の通いの場の現状

	2016 年度
実施箇所数	68 か所

## ■2025 年を見据えた通いの場の創出目標

組合では、2025 年の高齢者数、通いの場の規模を勘案して箇所数を設定しました。2025 年までに必要と考えられる通いの場を創出するために、第 7 期計画期間中に創出すべき箇所数を目標値として設定しました。

### ●目標とする住民主体の通いの場の箇所数

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
目標箇所数	84 か所	92 か所	100 か所	140 か所

## 第 2 節 介護給付の適正化に向けた取り組み

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化事業は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために取り組むべきものであり、組合ではこれまで、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の適正化主要 5 事業に取り組んできました。第 7 期計画期間においても引き続き適正化主要 5 事業に取り組み、適切な介護給付を継続していきます。

### ■介護給付適正化主要 5 事業の趣旨

#### (1) 要介護認定の適正化

本事業は、要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について行政職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために実施します。

## (2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者が資料提出を求めまたは訪問調査を行い、行政職員等の第三者が点検および支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

## (3) 住宅改修等の点検

### ア. 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。

### イ. 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者等に対して訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

## (4) 縦覧点検・医療情報との突合

### ア. 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

### イ. 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

## (5) 介護給付費通知

受給者本人や家族に対して、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

## ■主要 5 事業以外の介護給付適正化事業の趣旨

### 給付実績の活用

国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

## ■介護給付適正化事業の実施目標

### （1）要介護認定の適正化

認定調査を委託している圏域内の事業所 1 つにつき、2 年に 1 回程度認定調査に同行し、内容のチェックを行い、認定調査の標準化を図ります。

### （2）ケアプランの点検

構成市毎に月 1 回、居宅介護支援事業所 1 事業所からケアプランを提出してもらい、自立支援に資するケアプランになっているか事業所と共同で点検を行います。点検後には、気づいた点を反映したプランを作成してもらい、次回のケアプラン作成に活かしてもらいます。

### （3）住宅改修等の点検

#### ア．住宅改修の点検

申請書類に添付された、見積もり、図面、写真を確認し、疑義が生じた場合、関係者への聴き取りや、現地訪問を実施します。

#### イ．福祉用具購入の点検

申請書に記載された福祉用具を必要とする理由を確認し、疑義が生じた場合、関係者への聴き取りや、現地訪問を実施し、福祉用具の使用状況を確認します。

#### ウ．福祉用具貸与の点検

要介護度が変更になっても、継続して貸与されている用具について、ケアプラン点検の対象とし、福祉用具の使用状況や必要性を確認します。

### （4）縦覧点検・医療との突合

国保連に縦覧点検と介護給付と医療給付の突合について委託し、提供された縦覧点検一覧表、医療情報との突合結果を確認し、不正な請求について過誤調整を行います。

#### (5) 介護給付費通知

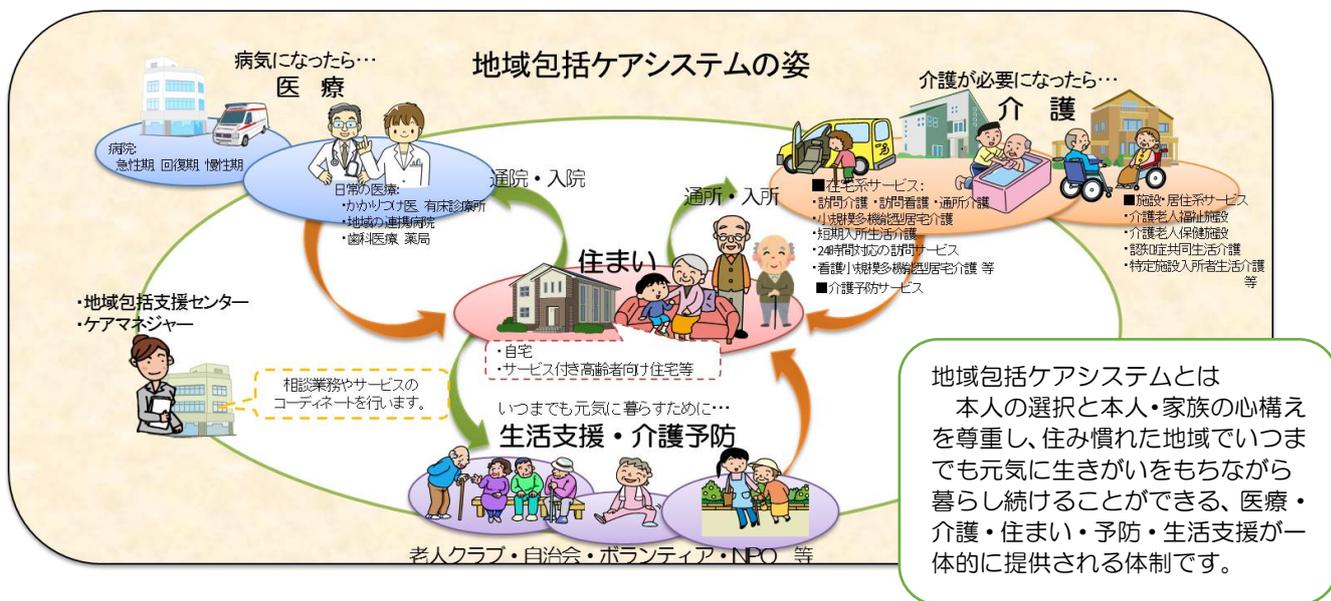
年1回、受給者に対して前年に利用した介護サービスの種類と費用を通知し、同時に居宅介護支援事業所、施設等へも介護給付費通知の実施を通知します。介護給付費通知の送付に当たっては、見方の説明書きを同封するなどして、受給者が見やすいように工夫します。

#### (6) 給付実績の活用

国保連給付適正化システムとケアプラン分析システムより提供される帳票により居宅介護支援事業所の傾向を把握してケアプラン点検の参考資料とします。

# 第4章 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み

## 第1節 地域包括ケアシステムの全体像



## 第2節 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

地域包括支援センターを中核として「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携に取り組んでいきます。

### ●第7期計画期間における地域包括支援センターの設置箇所数見込み

	第7期計画期間		
	基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター	ランチ
由利本荘圏域	1 箇所	3 箇所	7 箇所
にかほ圏域	—	1 箇所	2 箇所
組合全体	1 箇所	4 箇所	9 箇所

### 第3節 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズと介護ニーズを併せて持つ高齢者を地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。組合では、地域の医師会等の協力を得て、在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため次のような事業を実施していきます。

#### (1) 地域における在宅医療および介護に関する情報の収集、整理および活用

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに把握している情報と合わせて、リストやマップを作成します。作成したリスト等は、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。

#### (2) 医療・介護関係者により構成される会議の開催等を通じた、在宅医療・介護連携に関する課題の把握およびその解決に必要な施策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行います。

#### (3) 在宅医療および在宅介護が円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策の企画および立案と周知

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取り組みを企画・立案します。

#### (4) 医療・介護関係者間の情報共有の支援

情報共有の手順等を定めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

#### (5) 在宅医療・介護連携に関する相談に対する、情報の提供および助言、その他必要な援助の実施

在宅医療・介護の連携を支援する人材を配置し、地域の医療・介護関係者からの、在宅医療・介護連携に関する相談を受け付けます。また、必要に応じて、入退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者、利用者または家族の要望を踏まえた、医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

(6) 在宅医療・介護連携に関する知識の習得や向上のために必要な研修の実施

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を実施します。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修、介護関係者に医療に関する研修を実施します。

(7) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発

在宅医療・介護連携に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

(8) 市町村間の広域的な連携

複数の関係市町村が連携して、在宅医療・介護連携に関して広域連携が必要な事項について協議を行います。

## 第4節 認知症施策の推進

認知症は、誰にでも発症する可能性のある病気で、年齢とともに発症率が高くなっています。超高齢社会を迎え、今後も認知症の人はますます増加することが見込まれます。組合では、認知症の様態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービスおよび福祉サービスが提供される循環型の仕組みが構築されるよう、次のような取り組みを進めていきます。

(1) 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行います。

また、認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置し、認知症初期集中支援チームの設置および活動状況の検討を行います。

地域住民や関係機関・団体に対しては、認知症初期集中支援チームの役割や機能についての広報活動や協力依頼等を行います。

## (2) 認知症地域支援推進員の活動の推進

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。

認知症地域支援推進員は、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取り組みを実施します。また、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取り組みを実施します。

## (3) 権利擁護の取り組みの推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の整備

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれます。こうした需要に対応するためには、弁護士等の専門職による後見人がその役割を担うだけでなく、市民を含めた後見人を中心とした支援体制を構築する必要があり、市民後見人を確保できる体制を推進します。

## (4) 地域の見守りネットワークの構築

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問などを実施します。

## (5) 認知症サポーターの養成と活用

認知症サポーター養成講座の企画・立案および実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。キャラバン・メイトと認知症サポーターの連絡会を開催し、認知症サポーターへボランティア情報を提供し、各種ボランティアへの参加を促します。

## 第5節 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身または夫婦のみの高齢者世帯等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが求められています。また、高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の生きがいや介護予防につながるという観点から、高齢者自身も、地域の生活支援の担い手として活動し、介護予防に繋げていくことも重要となります。このため、地域包括支援センターが中心となり、生活支援コーディネーターや協議体により、地域における課題や資源を把握し、次のような取り組みを進めていきます。

### (1) 地域資源の開発

地域に不足するサービスの創出や、生活支援の担い手の養成、高齢者が担い手として活動できる場の確保などの資源開発を行います。

### (2) 活動主体等のネットワークの構築

生活支援の担い手となる各種活動主体間の連携の体制づくりを行います。

### (3) 地域のニーズと地域資源のマッチング

支援を必要とする高齢者の地域のニーズを把握し、サービス提供主体の活動とのマッチングを行います。

## 第6節 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の中で個別事例の検討を行うことを通じて、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援していきます。さらに、これらの課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生や重度化することの予防に取り組むとともに、多職種協働によるネットワークの構築や資源開発等に取り組み、さらなる個別支援の充実につなげていきます。



## 第7節 高齢者の居住安定に係る施策との連携

---

住まいは「地域包括ケアシステム」の基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健・医療・介護等のサービスが提供される前提となります。個々の高齢者の状況やニーズに対応した多様な住まいの確保のため、高齢者が居住する住宅の改修の相談や、多様化する高齢者の心身の状況や住まいのニーズに沿った情報の提供により、高齢者が安心して居住することができる住まいを選択できる支援策の検討を行います。

# 第5章 介護給付等対象サービスの量の見込み

## 第1節 サービス利用者数の見込み

### (1) 標準的居宅サービス等受給者の見込み

標準的居宅サービス等受給者とは、在宅でサービスを利用している方です。

近年の利用実績と今後の利用の動向を踏まえた標準的居宅サービス等利用者数の見込みは次のとおりです。

#### ●標準的居宅サービス等受給者数の見込み

(単位：人)

区 分	2015年	2016年	2017年	第7期計画期間			2025年
				2018年	2019年	2020年	
要支援・要介護認定者数	7,128	7,126	7,163	7,163	7,196	7,271	7,855
<b>標準的居宅サービス等受給者数</b>	<b>4,236</b>	<b>4,359</b>	<b>4,031</b>	<b>4,089</b>	<b>4,146</b>	<b>4,234</b>	<b>4,532</b>
<b>【受給率】</b>	<b>59.4%</b>	<b>61.2%</b>	<b>56.3%</b>	<b>57.1%</b>	<b>57.6%</b>	<b>58.2%</b>	<b>57.7%</b>
要支援1	171	205	77	90	94	99	110
要支援2	422	432	169	166	168	169	179
要介護1	865	890	909	903	875	849	869
要介護2	1,172	1,253	1,309	1,346	1,385	1,432	1,515
要介護3	756	750	754	807	829	884	1,141
要介護4	526	514	523	552	576	600	531
要介護5	324	315	290	225	219	201	187

※2015～2017年は介護保険事業状況報告（9月分）

## (2) 施設・居住系サービス利用者の見込み

近年の利用実績や今後の施設等の整備の動向を踏まえた施設・居住系サービス利用者の見込みは次のとおりです。

### ●施設・居住系サービス利用者数の見込み

(単位：人)

← 第7期計画期間 →

区 分		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
要支援・要介護認定者数		7,128	7,126	7,163	7,163	7,196	7,271	7,855
<b>施設・居住系サービス利用者数</b>		<b>1,646</b>	<b>1,630</b>	<b>1,684</b>	<b>1,811</b>	<b>1,905</b>	<b>1,914</b>	<b>1,914</b>
<b>【割合】</b>		<b>23.1%</b>	<b>22.9%</b>	<b>23.5%</b>	<b>25.3%</b>	<b>26.5%</b>	<b>26.3%</b>	<b>24.4%</b>
サービス内訳	特定施設 入居者生活介護	43	42	43	85	85	85	85
	認知症対応型 共同生活介護	183	180	190	216	252	261	261
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	29	29	29
	地域密着型 介護老人福祉施設	30	31	56	58	87	87	87
	介護老人福祉施設	922	913	918	982	982	982	982
	介護老人保健施設	468	464	477	470	470	470	470
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0
要介護度別内訳	要支援1	0	1	3	3	3	3	3
	要支援2	3	4	4	8	8	9	9
	要介護1	94	88	89	107	119	121	121
	要介護2	184	168	182	188	206	208	208
	要介護3	400	380	396	429	462	465	465
	要介護4	480	503	526	547	565	565	565
	要介護5	485	486	484	529	542	543	543

※2015～2017年は介護保険事業状況報告（9月分）

### (3) サービス利用者の見込み

要支援・要介護認定者のうち、標準的居宅サービス等受給者及び施設・居住系サービスの利用者を含めたサービス受給者数の見込みは次のとおりです。

#### ●サービス受給者数の見込み

(単位：人)

区 分	2015 年	2016 年	2017 年	第7期計画期間			2025 年
				2018 年	2019 年	2020 年	
要支援・要介護認定者数	7,128	7,126	7,163	7,163	7,196	7,271	7,855
サービス受給者数 【受給率】	5,882 82.5%	5,989 84.0%	5,715 79.8%	5,900 82.4%	6,051 84.1%	6,148 84.6%	6,446 82.1%
要支援 1	171	206	80	93	97	102	113
要支援 2	425	436	173	174	176	178	188
要介護 1	959	978	998	1,010	994	970	990
要介護 2	1,356	1,421	1,491	1,534	1,591	1,640	1,723
要介護 3	1,156	1,130	1,150	1,236	1,291	1,349	1,606
要介護 4	1,006	1,017	1,049	1,099	1,141	1,165	1,096
要介護 5	809	801	774	754	761	744	730

※2015～2017 年は介護保険事業状況報告（9 月分）

## 第2節 居宅サービスの見込み

居宅サービスには、要介護1から5の認定者を対象とし、要介護状態となっても、自宅での暮らしを維持しながら自立した生活が継続できるよう支援する介護サービスと、要支援1・2の認定者を対象とし、生活機能の維持・向上を目指して実施される介護予防サービスがあります。

### (1) 訪問介護

ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の日常生活の世話をを行います。

#### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で976.8人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の67.2%にあたる656.3人の方々が利用しています。

#### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の25.2%にあたる1,000人の方々が1人あたり15.8回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問介護	184,772回	182,650回	182,455回	185,248回	185,930回	189,034回	203,863回
	11,657人	11,721人	11,693人	11,796人	11,832人	12,000人	13,008人

※2015年度、2016年度は実績値。2017年度は見込み値。以降の表も同じ。

### (2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

#### ①訪問入浴介護（介護給付：要介護1～5）

#### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で57.8人の方々が利用しております。

要介護4以上の重度の要介護者の利用が多く、全体の80.5%にあたる46.5人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 1.6%にあたる 63 人の方々が 1 人あたり 4.3 回利用すると見込みます。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
訪問入浴介護	3,390 回	3,024 回	2,946 回	3,024 回	3,091 回	3,244 回	3,444 回
	782 人	693 人	685 人	696 人	720 人	756 人	804 人

②介護予防訪問入浴介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

重度の要介護者が主に利用するサービスであるため、2015 年に少数の利用があったものの、以後利用している方はいません。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2016 年度から利用実績はなく、第 7 期計画期間中においても利用は見込んでいません。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
介護予防訪問入浴介護	10 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	3 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、利用者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、心身の機能の維持回復を目指します。

①訪問看護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016 年度の 1 か月平均で 134.8 人の方々が利用しております。

要介護5の利用者が最も多く全体の 26.2%にあたる 35.3 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 3.5%にあたる 138 人の方々が 1 人あたり 5.0 回利用すると見込みます。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
訪問看護	7,010 回	7,346 回	7,322 回	7,520 回	7,946 回	8,309 回	8,778 回
	1,619 人	1,617 人	1,473 人	1,512 人	1,584 人	1,656 人	1,740 人

## ②介護予防訪問看護（予防給付：要支援1・2）

### <<< サービス利用の現状 >>>

通院できない方が利用するサービスであり、要支援者の利用は少数で推移しており、2016年度の1か月平均で11.1人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の4.1%にあたる11人の方々が1人あたり5.7回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問看護	619回	585回	665回	686回	686回	750回	750回
	135人	133人	116人	120人	120人	132人	132人

## （4）訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が、利用者の居宅を訪問して理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

### ①訪問リハビリテーション（介護給付：要介護1～5）

### <<< サービス利用の現状 >>>

少数で推移しているものの、利用人数は増加傾向にあり、2016年度の1か月平均で23.0人の方々が利用しております。

要介護2の利用者が最も多く、全体の33.5%にあたる7.7人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の1.3%にあたる53人の方々が1人あたり9.0回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
訪問 リハビリテーション	2,044回	2,474回	3,203回	3,978回	4,867回	5,750回	6,368回
	261人	276人	353人	444人	540人	636人	708人

## ②介護予防訪問リハビリテーション（予防給付：要支援1・2）

### <<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2016年度の1か月平均で2.0人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 0.7%にあたる 2 人の方々が 1 人あたり 7.3 回利用すると見込みます。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
介護予防訪問 リハビリテーション	104 回	174 回	175 回				
	15 人	24 人					

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図ります。

①居宅療養管理指導（介護給付：要介護 1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016 年度の 1 か月平均で 97.8 人の方々が利用しております。

要介護 3 以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の 68.5%にあたる 67.0 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 3.4%にあたる 133 人の方々が利用すると見込みます。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
居宅療養管理指導	1,091 人	1,174 人	1,285 人	1,344 人	1,440 人	1,596 人	1,776 人

②介護予防居宅療養管理指導（予防給付：要支援 1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

少数で推移しておるものの、利用人数は増加傾向にあり、2016 年度の 1 か月平均で 8.8 人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020 年度には、1 か月平均で標準的居宅サービス等受給者の 8.6%にあたる 23 人の方々が利用すると見込みます。

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
介護予防 居宅療養管理指導	67 人	105 人	134 人	168 人	216 人	276 人	336 人

## (6) 通所介護

利用定員が18名を超える老人デイサービスセンター等に利用者が通い、入浴・排せつ・食事等の介護、健康状態等の日常の世話と機能訓練を受け、利用者の社会的孤独感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で1,637.6人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の68.3%にあたる1,118.1人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の41.7%にあたる1653人の方々が1人あたり9.0回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
通所介護	188,202回	169,483回	171,396回	172,865回	173,455回	177,593回	191,185回
	21,836人	19,651人	19,108人	19,308人	19,380人	19,836人	21,336人

## (7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に利用者が通い、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受け、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

### ①通所リハビリテーション（介護給付：要介護1～5）

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で215.4人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の67.6%にあたる145.6人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の5.6%にあたる223人の方々が1人あたり8.2回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
通所 リハビリテーション	20,679回	20,564回	20,724回	21,311回	21,396回	22,014回	23,722回
	2,565人	2,585人	2,528人	2,592人	2,604人	2,676人	2,856人

### ②介護予防通所リハビリテーション（予防給付：要支援1・2）

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で39.5人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の16.0%にあたる43人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防通所 リハビリテーション	488人	474人	479人	480人	492人	516人	588人

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に利用者が短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を受け、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

①短期入所生活介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で1,209.3人の方々が利用しております。

要介護3・4の中重度の要介護者の利用が多く、全体の59.2%にあたる716.4人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の33.2%にあたる1,317人の方々が1人あたり21.6日利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
短期入所生活介護	286,270日	298,312日	311,212日	313,956日	323,028日	341,348日	365,717日
	14,043人	14,512人	14,566人	14,592人	15,000人	15,804人	16,884人

②介護予防短期入所生活介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

中重度の要介護者が主に利用するサービスであるため、利用数は少数で推移しています。2016年度の1か月平均で12.8人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の7.8%にあたる21人の方々が1人あたり11.1日利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防 短期入所生活介護	746日	1,253日	1,945日	2,270日	2,669日	2,800日	3,185日
	116人	153人	166人	204人	240人	252人	288人

### (9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に利用者が短期間入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受け、利用者の療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

#### ①短期入所療養介護（介護給付：要介護1～5）

##### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で22.3人の方々が利用しております。

要介護3以上の中重度の要介護者の利用が多く、全体の69.7%にあたる15.5人の方々が利用しています。

##### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の0.9%にあたる35人の方々が1人あたり10.0日利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
短期入所療養介護	4,153日	3,234日	2,552日	2,876日	3,463日	4,199日	4,672日
	341人	267人	255人	288人	348人	420人	468人

#### ②介護予防短期入所療養介護（予防給付：要支援1・2）

##### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度に少数の利用がありましたが、その前後で利用している方はいません。

##### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第6期計画期間中では2016年度に小数の利用があったのみで、第7期計画期間中においては利用を見込んでいません。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防 短期入所療養介護	0日	6日	0日	0日	0日	0日	0日
	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人

### (10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームに入居する利用者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話をを行います。

#### ①特定施設入居者生活介護（介護給付：要介護1～5）

##### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で39.3人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の50.1%にあたる19.7人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2017年度に由利本荘圏域において40床の施設が開所したことから、利用者は増加するものと見込まれます。2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の2.0%にあたる78人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
特定施設 入居者生活介護	480人	472人	465人	936人	936人	936人	936人

②介護予防特定施設入居者生活介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で3.8人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の2.6%にあたる7人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防特定施設 入居者生活介護	45人	45人	88人	84人	84人	84人	84人

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

①福祉用具貸与（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で1,715.4人の方々が利用しております。

要介護2・3の中度の要介護者の利用が多く、全体の56.1%にあたる961.5人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の47.3%にあたる1875人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
福祉用具貸与	19,751人	20,585人	21,056人	21,300人	21,564人	22,500人	24,852人

②介護予防福祉用具貸与（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で、160.4人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の86.2%にあたる231人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防福祉用具貸与	1,649人	1,925人	2,200人	2,412人	2,592人	2,772人	3,288人

(12) 福祉用具購入費／介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与になじまない性質の特定福祉用具を購入したときに支給します。

①福祉用具購入費（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で29.9人の方々が利用しております。

要介護3以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の75.5%にあたる22.6人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の0.9%にあたる36人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
福祉用具購入費	372人	359人	337人	396人	408人	432人	480人

②介護予防福祉用具購入費（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で、3.8人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の3.4%にあたる9人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防福祉用具購入費	48人	46人	57人	72人	84人	108人	120人

### (13) 住宅改修費／介護予防住宅改修費

手すりの取付け等の住宅改修を実際に居住する住宅において行ったときに支給します。

#### ①住宅改修費（介護給付：要介護1～5）

##### << サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で18.8人の方々が利用しております。

要介護2以下の軽度の要介護者の利用が多く、全体の66.4%にあたる12.5人の方々が利用しています。

##### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の0.9%にあたる36人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
住宅改修費	219人	226人	224人	348人	360人	432人	540人

#### ②介護予防住宅改修費（予防給付：要支援1・2）

##### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で、4.4人の方々が利用しています。

##### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度には、1か月平均で標準的居宅サービス等受給者の3.0%にあたる8人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防住宅改修費	52人	53人	63人	96人	96人	96人	108人

### (14) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する在宅サービス等の種類や内容・総合的な援助方針等の計画を作成し、サービス提供確保の連絡調整を行います。

#### ①居宅介護支援（介護給付：要介護1～5）

##### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で、3,647.5人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度の1か月平均で、3751人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
居宅介護支援	42,961人	43,770人	43,981人	44,496人	44,568人	45,012人	47,304人

②介護予防支援（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で、621.7人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2017年4月より、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみ利用している方が総合事業へ移行したことにより、利用者は減少するものと見込まれます。

2020年度の1か月平均で、248人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防支援	7,004人	7,460人	3,753人	2,928人	2,952人	2,976人	3,168人

### 第3節 地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにとの観点から、日常生活圏域内におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。その趣旨から、日常生活圏域ごとにサービス量を見込んでいます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供し、利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応することで安心して生活を送ることができるように援助します。

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で、9.3人の方々が利用しています。

要介護2の要介護者の利用が最も多く、全体の55.1%にあたる5.1人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

現在の利用者に加え、訪問介護と訪問看護を組み合わせ、頻回に利用している方々の数を、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応によるサービス提供が望ましい利用者数と考え、利用者増を見込みます。2020年度は1か月平均で35人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	95人	111人	122人	216人	312人	420人	504人
由利本荘圏域	32人	16人	16人	104人	192人	280人	364人
にかほ圏域	63人	95人	106人	112人	120人	140人	140人

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回又は通報により、介護福祉士等が利用者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを受け、夜間において安心して生活を送ることができるように援助します。

<<< サービス利用の現状 >>>

第6期においては、サービス利用はありませんでした。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

夜間・深夜のみに特化して訪問介護を利用している方を必要者数と考え、2020年度は、1か月平均で10人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	0人	0人	0人	120人	120人	120人	120人
由利本荘圏域	0人	0人	0人	120人	120人	120人	120人
にかほ圏域	0人						

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

老人デイサービスセンター等に認知症の利用者が通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を受け、利用者の社会的孤独感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

①認知症対応型通所介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で20.4人の方々が利用しております。

要介護2の要介護者の利用が最も多く、全体の45.1%にあたる9.2人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度は、1か月平均で31人の方々が、1人あたり8.4回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	2,646回	1,841回	2,147回	2,513回	2,724回	3,142回	3,410回
	292人	245人	255人	300人	324人	372人	408人
由利本荘圏域	802回	639回	694回	813回	881回	1,016回	1,103回
	96人	84人	71人	83人	90人	103人	113人
にかほ圏域	1,844回	1,202回	1,453回	1,700回	1,843回	2,126回	2,307回
	196人	161人	184人	217人	234人	269人	295人

②介護予防認知症対応型通所介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2016年度の1か月平均で2.0人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度は、1か月平均で3人の方々が、1人あたり6.1回の利用を見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	171回	180回	59回	146回	146回	218回	218回
	23人	24人	10人	24人	24人	36人	36人
由利本荘圏域	0回						
	0人						
にかほ圏域	171回	180回	59回	146回	146回	218回	218回
	23人	24人	10人	24人	24人	36人	36人

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス拠点への通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、利用者の居宅を訪問、サービス拠点への短期間宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行います。

①小規模多機能型居宅介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で42.8人の方々が利用しております。

要介護3以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の87.5%にあたる37.4人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

現在の利用者に加え、訪問介護、通所介護、短期入所の3種類のサービスを組み合わせ利用している方を必要者数と考え、利用者増を見込みます。2020年度は、1か月平均で184人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	319人	513人	689人	1,224人	1,716人	2,208人	3,216人
由利本荘圏域	269人	388人	600人	1,067人	1,496人	1,924人	2,803人
にかほ圏域	50人	125人	89人	157人	220人	284人	413人

②介護予防小規模多機能型居宅介護（予防給付：要支援1・2）

<<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2016年度の1か月平均で4.7人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度は、1か月平均で20人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	59人	56人	100人	144人	192人	240人	300人
由利本荘圏域	43人	46人	70人	100人	134人	167人	209人
にかほ圏域	16人	10人	30人	44人	58人	73人	91人

(5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行います。

①認知症対応型共同生活介護（介護給付：要介護1～5）

<<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で181.0人の方々が利用しております。

要介護3以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の82.3%にあたる148.9人の方々が利用しています。

◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

短期入所系のサービス利用者のうち、独居・高齢者のみの世帯の方は利用も長期になる傾向にあり、在宅生活が困難な状況にあることがうかがえます。このうち要介護度3以下であり、認知症がある方へ住まいを提供するサービスとして、2019年度に、由利本荘圏域に2ユニット、にかほ圏域に2ユニット、2020年度に、にかほ圏域に1ユニットの施設整備を計画していることから、2020年度は、1か月平均で256人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	2,169人	2,172人	2,284人	2,544人	2,976人	3,072人	3,072人
由利本荘圏域	1,632人	1,660人	1,728人	1,944人	2,160人	2,160人	2,160人
にかほ圏域	537人	512人	556人	600人	816人	912人	912人

## ②介護予防認知症対応型共同生活介護（予防給付：要支援2）

### <<< サービス利用の現状 >>>

利用人数は少数で推移しており、2016年度の1か月平均で1.9人の方が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度は、1か月平均で5人の方が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	11人	23人	25人	48人	48人	60人	60人
由利本荘圏域	11人	18人	13人	26人	26人	32人	32人
にかほ圏域	0人	5人	12人	22人	22人	28人	28人

## （6）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、入居者に入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行います。

### <<< サービス利用の現状 >>>

第6期において利用実績はありませんでした。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

短期入所系のサービス利用者のうち、独居・高齢者のみの世帯の方は利用も長期になる傾向にあり、在宅生活が困難な状況にあることがうかがえます。このうち要介護度3以下の軽中度の要介護者へ住まいを提供するサービスとして、2019年度に、由利本荘圏域において29床の施設整備を計画していることから、2020年度は、1か月平均で29.0人の方が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	0人	0人	0人	0人	348人	348人	348人
由利本荘圏域	0人	0人	0人	0人	348人	348人	348人
にかほ圏域	0人						

## (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームで、利用者ができるだけ居宅での生活へ復帰することを念頭において、入浴・排せつ・食事等の介護、社会生活上の便宜の供与など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で31.2人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

短期入所系のサービス利用者のうち、独居・高齢者のみの世帯の方は利用も長期になる傾向にあり、在宅生活が困難な状況にあることがうかがえます。このうち要介護度3以上の中重度の要介護者へ住まいを提供するサービスとして、2019年度に、由利本荘圏域において29床の施設整備を計画していることから、2020年度は、1か月平均で87人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	361人	374人	690人	696人	1,044人	1,044人	1,044人
由利本荘圏域	0人	0人	352人	348人	696人	696人	696人
にかほ圏域	361人	374人	338人	348人	348人	348人	348人

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に対応するため、看護と介護サービスを一体的に提供することにより、医療ニーズの高い利用者への支援の充実を図ります。

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で17.5人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

現在の利用者に加え、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所の4種類のサービスを組み合わせて利用している方を必要者数と考え、利用者増を見込みます。2020年度は、1か月平均で31人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体	199人	210人	203人	276人	324人	372人	396人
由利本荘圏域	11人	12人	8人	60人	112人	164人	175人
にかほ圏域	188人	198人	195人	216人	212人	208人	221人

## (9) 地域密着型通所介護

利用定員が18名以下の老人デイサービスセンター等に利用者が通い、入浴・排せつ・食事等の介護、健康状態等の日常の世話と機能訓練を受け、利用者の社会的孤独感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で226.8人の方々が利用しています。

要介護3以下の軽中度の要介護者の利用が多く、全体の86.5%にあたる196.2人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度は、1か月平均で344人の方々が、1人あたり9.9回利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
組合全体		24,133回	30,558回	33,475回	36,965回	40,693回	51,127回
		2,722人	3,266人	3,516人	3,816人	4,128人	4,728人
由利本荘圏域		14,969回	17,908回	19,617回	21,662回	23,847回	29,962回
		1,594人	1,759人	1,893人	2,055人	2,223人	2,546人
にかほ圏域		9,164回	12,650回	13,858回	15,303回	16,846回	21,165回
		1,128人	1,507人	1,623人	1,761人	1,905人	2,182人

## 第4節 施設サービスの見込み

施設介護サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

### (1) 介護老人福祉施設

身体上・精神上の障がいがあるため常時介護を必要とする入所者に対して、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で913.5人の方々が利用しています。

要介護4・5の重度の要介護者の利用が多く、全体の75.1%にあたる686.4人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2018年3月に、にかほ圏域において50床の施設が開所する予定であることから、利用者は増加するものと見込まれます。2020年度は、1か月平均で982人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人福祉施設	11,032人	10,962人	10,700人	11,784人	11,784人	11,784人	11,784人

## (2) 介護老人保健施設

病状が安定期にある入所者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行い、在宅の生活への復帰を目指します。

### <<< サービス利用の現状 >>>

2016年度の1か月平均で465.8人の方々が利用しております。

要介護3以上の中重度の要介護者の利用が多く、全体の78.4%にあたる365.2人の方々が利用しています。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

2020年度は1か月平均で470人の方々が利用すると見込みます。

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人保健施設	5,603人	5,589人	5,643人	5,640人	5,640人	5,640人	5,640人

## (3) 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

### <<< サービス利用の現状 >>>

第6期において利用実績はありませんでした。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第6期において利用実績はなく、第7期計画期間中においても利用を見込んでいません。

## (4) 介護医療院

2018年4月より、新設されるサービスです。要介護者に対し住まいを提供し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供します。

### ◆◆◆ 今後の見込み・方策 ◆◆◆

第7期計画期間中は利用を見込んでいません。

## 第5節 介護サービスの基盤整備

### (1) 居宅サービス（介護予防）基盤

居宅サービスの各サービスについて、第7期に見込んだサービス量とそれを確保するために必要となるサービス基盤を検討した結果、現状のサービス拠点を維持することで必要量の供給は十分可能と考えられることから、新たなサービス拠点の積極的な整備は予定していません。今後も、利用者に必要なサービスを供給できる体制を確保するため、引き続き事業者との連携を図っていきます。

### (2) 施設サービス基盤

現状では認定者数は横ばいで推移しており、第7期中においても、重度の認定者は横ばいで推移する見込みです。また、第6期中においては、2018年3月までに予定されているものを含め、介護老人福祉施設79床、特定施設40床、グループホーム27床が整備されています。第7期中には、地域密着型サービスの整備を計画しており、施設入所の待機者数は減少していくものと見込まれることから、新たな施設サービスの整備は予定していません。今後も入所申込者の把握及び施設側との情報交換に努めます。

#### ●施設サービス基盤の見込み

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護老人福祉施設	事業所数	17事業所	17事業所	17事業所	17事業所
	床数	982床	982床	982床	982床
介護老人保健施設	事業所数	5事業所	5事業所	5事業所	5事業所
	床数	500床	500床	500床	500床
介護療養型医療施設	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	床数	0床	0床	0床	0床
介護医療院	事業所数		0事業所	0事業所	0事業所
	床数		0床	0床	0床
合計	事業所数	22事業所	22事業所	22事業所	22事業所
	床数	1,482床	1,482床	1,482床	1,482床

※各年度3月末時点

### (3) 地域密着型サービス基盤

第2章第5節の在宅介護実態調査より、要介護者が在宅生活を継続するにあたり、夜間の排泄のケア、認知症状への対応に不安を感じる介護者が多く、介護と仕事の両立を困難と感じている介護者は、日中・夜間の排泄、認知症状への対応、食事の準備に不安を感じる方が多いことがわかりました。

また、在宅で頻回な訪問系サービスの利用と、訪問系を組み合わせたサービスの利

用によりこれらの不安を解消していることがわかりました。

このことから、要介護者が可能な限り住み慣れた自宅で生活できるように、頻回な訪問、夜間の定期的な訪問を提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所の整備を計画します。

また、介護を理由にやむを得ず離職する方を無くす「介護離職ゼロ」の観点から、介護者の働き方に合わせた柔軟なサービス提供を可能とする小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画します。さらに、在宅生活が困難な方に住まいを提供するサービスとして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を計画し、介護者の介護と仕事の両立と要介護者の住み慣れた地域での自立した生活を支援していきます。

### ①由利本荘圏域

由利本荘圏域においては、新たなサービス基盤として、定期巡回随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護の拠点の整備を計画しています。

さらに、居住系サービスの供給体制を強化するものとして、地域密着型介護老人福祉施設 1 事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護 1 事業所、認知症対応型共同生活介護を2ユニットの拠点整備を計画しています。

#### ●由利本荘圏域の地域密着型サービス基盤の見込み

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	0 事業所	1 事業所	2 事業所	2 事業所
	事業所数	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
夜間対応型訪問介護	事業所数	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
認知症対応型通所介護	事業所数	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
小規模多機能型居宅介護	事業所数	4 事業所	5 事業所	6 事業所	7 事業所
	登録定員	94 人	123 人	152 人	181 人
認知症対応型共同生活介護	事業所数	15 事業所	15 事業所	17 事業所	17 事業所
	床 数	162 床	162 床	180 床	180 床
地域密着型 特定施設入居者生活介護	事業所数	0 事業所	0 事業所	1 事業所	1 事業所
	床 数	0 床	0 床	29 床	29 床
地域密着型 介護老人福祉施設	事業所数	1 事業所	1 事業所	2 事業所	2 事業所
	床 数	29 床	29 床	58 床	58 床
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	登録定員	—	29 人	29 人	29 人
地域密着型通所介護	事業所数	9 事業所	9 事業所	9 事業所	9 事業所

※各年度 3 月末時点

## ②にかほ圏域

にかほ圏域においては、居住系サービスの供給体制を強化するものとして、認知症対応型共同生活介護を3ユニットの拠点整備を計画しています。

### ●にかほ圏域の地域密着型サービス基盤の見込み

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
夜間対応型訪問介護	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
認知症対応型通所介護	事業所数	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
小規模多機能型居宅介護	事業所数	1事業所	1事業所	2事業所	2事業所
	登録定員	25人	25人	54人	54人
認知症対応型共同生活介護	事業所数	5事業所	5事業所	7事業所	8事業所
	床数	54床	54床	72床	81床
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	0事業所	0事業所	0事業所	0事業所
	床数	0床	0床	0床	0床
地域密着型介護老人福祉施設	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
	床数	29床	29床	29床	29床
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
	登録定員	25人	25人	25人	25人
地域密着型通所介護	事業所数	5事業所	5事業所	5事業所	5事業所

※各年度3月末時点

#### (4) 療養病床から在宅医療への移行を踏まえた基盤整備

介護サービス量の見込みにあたっては、秋田県の地域医療構想における2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえ、療養病床から在宅医療へ移行することによる介護サービスの利用者増分も見込んでいますが、2020年で本荘由利圏域で8人と少数であることから、既存の介護サービス基盤で対応が可能と見込んでいます。

#### (5) 介護離職ゼロ達成を踏まえた基盤整備

2020年代初頭を目指した介護離職ゼロを達成するために、2020年度までに259人に対するサービス提供体制の追加需要を見込んでいます。組合では、第6期までに整備したサービス基盤に加え、第7期中に整備する地域密着型サービス基盤により、追加需要に対するサービス供給が可能になると見込んでいます。

## 第6節 各サービス別給付費の推移

本章第2節から第4節までの各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第7期介護保険事業計画期間である2018年度から2020年度までの組合におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになりました。

### (1) 居宅サービス給付費

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
居宅介護サービス				
①訪問介護	487,418,281円	494,314,528円	507,883,038円	1,489,615,847円
②訪問入浴介護	36,041,025円	37,278,446円	39,565,920円	112,885,391円
③訪問看護	59,166,283円	62,363,640円	65,832,010円	187,361,933円
④訪問リハビリテーション	10,943,024円	13,553,224円	16,204,755円	40,701,003円
⑤居宅療養管理指導	9,925,673円	10,813,055円	12,159,962円	32,898,690円
⑥通所介護	1,342,357,276円	1,359,743,116円	1,410,436,842円	4,112,537,234円
⑦通所リハビリテーション	189,362,286円	192,644,060円	201,516,265円	583,522,611円
⑧短期入所生活介護	2,419,009,931円	2,512,573,065円	2,683,003,830円	7,614,586,826円
⑨短期入所療養介護	27,912,207円	33,661,623円	41,156,005円	102,729,835円
⑩特定施設入居者生活介護	183,585,102円	185,841,386円	188,063,183円	557,489,671円
⑪福祉用具貸与	242,148,635円	245,231,056円	258,990,604円	746,370,295円
⑫福祉用具購入費	11,049,956円	11,404,567円	12,206,007円	34,660,530円
⑬住宅改修費	37,328,204円	39,381,601円	48,118,004円	124,827,809円
⑭居宅介護支援	698,090,000円	708,440,649円	724,715,726円	2,131,246,375円
<b>介護給付費計</b>	<b>5,754,337,883円</b>	<b>5,907,244,016円</b>	<b>6,209,852,151円</b>	<b>17,871,434,050円</b>
居宅介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防訪問看護	4,983,823円	5,045,553円	5,522,326円	15,551,702円
③介護予防訪問リハビリテーション	487,689円	493,433円	499,332円	1,480,454円
④介護予防居宅療養管理指導	1,408,102円	1,877,673円	2,472,102円	5,757,877円
⑤介護予防通所リハビリテーション	15,609,050円	16,052,745円	16,758,318円	48,420,113円

⑥介護予防短期入所生活介護	11,888,421円	14,158,893円	15,023,958円	41,071,272円
⑦介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	6,698,537円	6,780,872円	6,861,939円	20,341,348円
⑨介護予防福祉用具貸与	13,877,154円	15,070,935円	16,286,613円	45,234,702円
⑩介護予防福祉用具購入費	1,803,850円	2,165,846円	2,883,437円	6,853,133円
⑪介護予防住宅改修費	10,740,153円	10,866,644円	10,996,559円	32,603,356円
⑫介護予防支援	13,183,000円	13,457,894円	13,729,401円	40,370,295円
<b>予防給付費計</b>	<b>80,679,779円</b>	<b>85,970,488円</b>	<b>91,033,985円</b>	<b>257,684,252円</b>
<b>居宅サービス計</b>	<b>5,835,017,662円</b>	<b>5,993,214,504円</b>	<b>6,300,886,136円</b>	<b>18,129,118,302円</b>

## (2) 地域密着型サービス給付費

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
地域密着型介護サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	31,324,032円	50,096,576円	70,492,782円	151,913,390円
②夜間対応型訪問介護	3,524,753円	3,568,288円	3,610,948円	10,703,989円
③認知症対応型通所介護	22,272,802円	24,450,202円	28,549,920円	75,272,924円
④小規模多機能型居宅介護	234,305,635円	340,657,728円	453,200,046円	1,028,163,409円
⑤認知症対応型共同生活介護	624,971,000円	740,363,295円	773,326,307円	2,138,660,602円
⑥地域密着型 特定施設入居者生活介護	0円	68,052,441円	68,866,031円	136,918,472円
⑦地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	177,954,631円	270,341,191円	273,573,212円	721,869,034円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	67,938,691円	80,950,283円	97,029,002円	245,917,976円
⑨地域密着型通所介護	278,551,429円	309,479,447円	344,122,613円	932,153,489円
<b>介護給付費計</b>	<b>1,440,842,973円</b>	<b>1,887,959,451円</b>	<b>2,112,770,861円</b>	<b>5,441,573,285円</b>
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	1,205,232円	1,220,438円	1,773,243円	4,198,913円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	7,402,281円	9,871,689円	12,034,105円	29,308,075円
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	9,683,000円	9,804,213円	12,402,038円	31,889,251円
<b>予防給付費計</b>	<b>18,290,513円</b>	<b>20,896,340円</b>	<b>26,209,386円</b>	<b>65,396,239円</b>
<b>地域密着型サービス計</b>	<b>1,459,133,486円</b>	<b>1,908,855,791円</b>	<b>2,138,980,247円</b>	<b>5,506,969,524円</b>

### (3) 施設サービス給付費

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	2,941,027,907円	2,977,943,180円	3,013,545,505円	8,932,516,592円
②介護老人保健施設	1,505,568,000円	1,524,467,528円	1,542,693,056円	4,572,728,584円
③介護療養型医療施設	0円	0円	0円	0円
④介護医療院	0円	0円	0円	0円
<b>施設サービス計</b>	<b>4,446,595,907円</b>	<b>4,502,410,708円</b>	<b>4,556,238,561円</b>	<b>13,505,245,176円</b>

### (4) 標準給付見込額

第7期介護保険事業計画期間である2018年度から2020年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込みます。

#### ●第7期各年度の標準給付費見込額

	2018年度	2019年度	2020年度	合計	
介護サービス総給付費	11,740,747,055円	12,404,481,003円	12,996,104,944円	37,141,333,002円	
給付費以外の費用	i 特定入所者介護サービス費等給付額	768,609,913円	781,892,859円	782,665,174円	2,333,167,946円
	ii 高額介護サービス費等給付額	279,948,955円	300,900,991円	321,853,029円	902,702,975円
	iii 高額医療合算介護サービス費等給付額	38,237,596円	39,471,412円	40,705,228円	118,414,236円
	iv 審査支払手数料	14,897,532円	15,240,805円	15,591,999円	45,730,336円
合計	12,842,441,051円	13,541,987,070円	14,156,920,374円	40,541,348,495円	

#### i. 特定入所者介護サービス費

居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

#### ii. 高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

iii. 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

iv. 審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

**(5) 介護保険制度改正における費用負担の見直し**

利用者負担の見直しは、2018年8月から、介護保険の自己負担割合が2割の方のうち、合計所得金額が220万円以上の方の自己負担割合が3割となります。ただし、同一世帯の第1号被保険者の年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が、単身で340万円、2人以上で463万円に満たない場合は、これまでどおり2割負担となります。

利用者負担の見直しにより、介護サービス総給付費が第7期中で15,613,327円減額となる見込みです。

## 第6章 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

### 第1節 介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成および支援等を行う「一般介護予防事業」から成り立ちます。

総合事業では、従来、介護予防訪問介護および介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要とされています。その際、新たに総合事業によるサービスを利用する要支援者等については、住民主体の支援等の多様なサービスの利用が可能となるよう体制を整えた上で、その利用促進を図っていくことが重要とされています。

組合では、2017年4月より総合事業を実施しています。第7期計画期間においては、以下のとおり事業を実施していきます。

## ① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施する事業です。

### (a) 訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護（総合事業訪問介護サービス）のほか、身体介護が不要なケースに特化し、サービス内容を掃除・買い物・調理・洗濯・ごみ出しに限定した総合事業家事援助サービス、保健師等がその者の居宅を訪問して、必要な相談・指導等を実施する訪問型専門的指導事業を実施します。

#### ◆総合事業訪問介護サービス

従来の介護予防訪問介護と同様に、訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。

#### ◆総合事業家事援助サービス

従来の介護予防訪問介護のうち、身体介護が不要なケースに特化し、サービス内容を掃除・買い物・調理・洗濯・ごみ出しに限定して生活援助を行います。

#### ◆訪問型専門的指導事業

以下のような支援が必要なケースに対し、保健師等がその者の居宅を訪問して、必要な相談・指導等を実施します。

- ・体力の改善に向けた支援が必要なケース
- ・健康管理の維持・改善が必要なケース
- ・閉じこもりに対する支援が必要なケース

### ●訪問型サービスの見込み

訪問型サービス (第1号訪問事業)	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
総合事業 訪問介護サービス	14,870回	201人	14,870人	15,021回	204人	15,021人	15,173回	206人	15,173人
総合事業 家事援助サービス	348回	7人	348人	348回	7人	348人	348回	7人	348人
訪問型 専門的指導事業	120回	31人	120人	120回	31人	120人	120回	31人	120人
計	15,338回	239人	15,338人	15,489回	242人	15,489人	15,641回	244人	15,641人

## (b) 通所型サービス

従来の介護予防通所介護（総合事業通所介護サービス）のほか、入浴、排泄、食事等の介助が不要なケースに限定した総合事業生活機能向上サービス、保健師等が日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施する通所型専門的指導事業を実施します。

### ◆総合事業通所介護サービス

従来の介護予防通所介護と同様に、通所により入浴、排泄、食事等の介助を実施します。

### ◆総合事業生活機能向上サービス

従来の介護予防通所介護のうち、入浴、排泄、食事等の介助が不要なケースに限定して介護予防通所介護を行います。

### ◆通所型専門的指導事業

以下のような支援が必要なケースに対し、保健師等が利用者の個別性に応じて、プログラムを複合的に実施します。

- ・体力の改善に向けた支援が必要なケース
- ・健康管理の維持・改善が必要なケース
- ・閉じこもりに対する支援が必要なケース

#### ●通所型サービスの見込み

通所型サービス (第1号通所事業)	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
総合事業 通所介護サービス	10,800回	332人	24,558人	10,800回	336人	24,805人	10,800回	339人	25,055人
総合事業生活機能 向上サービス	168回	157人	3,624人	168回	169人	3,912人	168回	171人	3,960人
通所型 専門的指導事業	68回	49人	552人	68回	49人	552人	68回	49人	552人
計	11,036回	538人	28,734人	11,036回	554人	29,269人	11,036回	559人	29,567人

## (c) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施していきます。

#### ●介護予防ケアマネジメント事業の見込み

介護予防ケア マネジメント事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
介護予防ケア マネジメント事業	6,392回	718人	6,392人	6,804回	759人	6,804人	6,928回	776人	6,928人

## ② 一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、自主グループの育成や住民運営の通いの場を充実させ、地域づくりによる介護予防を推進していきます。

### (a) 介護予防把握事業

保健・医療・福祉等の関係機関との連携や、民生児童委員、家族からの連絡等により対象者を把握します。把握した対象者には、基本チェックリストを実施し、介護予防事業等への参加を促し、要支援・要介護状態になる状況を未然に防ぐ予防効果が十分に機能するように努めます。

### (b) 介護予防普及啓発事業

以下の事業により介護予防の普及・啓発に努めます。

- ▶ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成および配布
- ▶ 有識者等による講演会や相談会等の開催や、要介護認定を受けているが、サービスを利用していない方への訪問による、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発
- ▶ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催

#### ●介護予防普及啓発事業の見込み

介護予防 普及啓発事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
パンフレット等の 作成・配布	231回	12,600人	14,200人	231回	12,600人	14,200人	231回	12,600人	14,200人
講演会や相談会の 開催	450回	3,400人	5,600人	451回	3,550人	5,750人	452回	3,450人	5,700人
介護予防教室等の 開催	489回	2,123人	6,626人	637回	2,238人	7,206人	637回	2,238人	7,206人
計	1,170回	18,123人	26,426人	1,319回	18,388人	27,156人	1,320回	18,288人	27,106人

### (c) 地域介護予防活動支援事業

これまでに引き続き、地域における住民主体の介護予防活動の育成と支援を行います。各事業内容の一層の質の向上とその効果的な実施を目指します。

#### ◆ボランティア等の人材を育成するための研修

介護予防に役立つ知識や技術を普及するための研修会を開催し、ボランティアの育成と地域における活動を支援します。

#### ◆地域活動組織の育成および支援

地域住民が自主的に集まる通いの場において交流を通し、高齢者の社会参加の推進と介護予防、日常生活上の支援体制の充実を一体的に図ります。

地域の介護予防活動に取り組む地域団体等の活動を支援し、通いの場を増やすことで、高齢者の自立支援と介護予防を推進します。

第3章第1節で定めたとおり、第7期期間中に100箇所を目標に通いの場を増やしていきます。

#### ◆社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

地域においてボランティアとして社会参加活動に参加していただくことで、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり、社会参加活動の推進を図ります。

#### ◆その他

- ・介護予防ポイント制度事業

高齢者の外出意欲を高め、積極的に介護予防の取り組みに参加していただくことで、介護予防の推進を図ります。

#### ●地域介護予防活動支援事業の見込み

地域介護予防活動支援事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修	1回	15人	15人	2回	35人	35人	1回	35人	35人
介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援	1,614回	2,160人	19,370人	1,724回	2,360人	20,920人	1,834回	2,560人	22,470人
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施	1,700回	170人	1,700人	1,900回	190人	1,900人	2,100回	210人	2,100人
その他	0回	0人	0人	25,000回	500人	25,000人	25,000回	500人	25,000人
計	3,315回	2,345人	21,085人	28,626回	3,085人	47,855人	28,935回	3,305人	49,605人

### (d) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、住民主体の通いの場、地域ケア会議等へのリハビリ専門職等による助言等を実施します。

「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリ職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

#### ●地域リハビリテーション活動支援事業の見込み

地域 リハビリテーション 活動支援事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
住民への介護予防に関する技術的助言	21回	370人	580人	21回	370人	580人	21回	370人	580人
地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援	2回	30人	60人	2回	30人	60人	2回	30人	60人
計	23回	400人	640人	23回	400人	640人	23回	400人	640人

### (e) 一般介護予防事業評価事業

原則として年度ごとに、事業評価項目により、事業の適切な手順、過程、創意工夫など、プロセス評価を中心に事業評価を実施します。

## 第2節 包括的支援事業および任意事業の量の見込み

### (1) 包括的支援事業

包括的支援事業については、①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を、地域包括支援センターの必須事業としており、そのうち総合相談支援事業については相談件数が多く、内容も多様化してきています。これらについては地域包括支援センターの3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）の機能を発揮して対応を図り、地域の高齢者の生活支援に努めます。

さらに、地域包括支援センターは2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の実現にむけた中核機関としての役割を期待されていることから、生活支援サービスの基盤整備や在宅医療・介護連携推進を図っていき、医療や介護、福祉等のサービスを有機的につなげ、支援を必要とする高齢者の状態に応じた切れ目ない対応を可能とすることを目指します。

#### ①総合相談支援事業

地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、住民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付などについても窓口となって対応します。健康や介護サービスなどに関する住民の不安や不満を解消するよう、住民の立場に立ったきめ細かい対応に努めています。さらに、地域における様々なサービス等の利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的かつ多面的な支援を展開しています。

#### ②権利擁護事業

認知症等により判断能力が十分でない人が、金銭の管理不十分、不当な契約の強要などによって、被害を受けるケースが増えています。また、家族など、身近な人による虐待や人権侵害が問題となるケースもあり、そのような人が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援しています。地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁護事業として、成年後見制度に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を図っています。さらに、高齢者等の虐待を早期発見し、そのような環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組んでいます。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施しています。

#### ◆ケアマネジャーの日常的個別相談・指導

地域のケアマネジャーの相談に応じ、ケアプラン作成等の技術的な指導を行います。

#### ◆支援困難事例への指導助言

地域のケアマネジャーが個々では解決しきれない支援困難事例、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導、助言します。

#### ◆地域のケアマネジャーのネットワーク構築

地域のケアマネジャーの日常的な業務の支援のため、ケアマネジャーのネットワークをつくり、その活用とケアマネジャーの資質向上を図ります。

#### ◆長期継続ケア

医療を含めた多職種連携の実現を図ります。

### ④在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、医師会等との協力、連携を得ながら以下の事業等をとおして、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

#### ▶ 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関や介護サービスの分布、医療機能を把握し、マップ、リストを作成し、地域住民、医療・介護関係機関に配布します。

#### ▶ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療、介護、福祉等の多職種が参加する会議を開催し、在宅医療と介護の連携の推進に向けた取り組みについての協議や情報共有を行います。

#### ▶ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

訪問看護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の活用促進を図るとともに、これらの事業について開設意向のある事業者を支援して、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築していきます。

▶ 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護関係者間の情報共有ツールとして「入院時情報提供書」を作成し、入退院時の医療・介護間の情報提供を支援します。

▶ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者からの相談支援や情報提供の窓口を担う「在宅医療・介護連携支援センター」を設置します。

▶ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を実施します。

▶ 地域住民への普及啓発

「地域包括ケアシステム」や「看取り」をテーマとした講演会、シンポジウムを開催し、地域住民への普及啓発を図ります。

▶ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

隣接する市町村の関係部局、医師会などの医療関係団体、介護の関係団体が参画する会議を開催し、市町村間の在宅医療・介護連携について具体的な方法を検討していきます。

## ⑤生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、既存事業も含め検討するとともに、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

## ⑥認知症総合支援事業

今後の認知症施策の基本目標は、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことです。

認知症には早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など総合的かつ継続的な支援体制を確立していく必要があります。

そのため、地域支援事業として以下の事業を実施します。

▶ 認知症初期集中支援推進事業

専門医や保健師・介護福祉士等により構成され、認知症の早期診断・早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行います。

▶ 認知症地域支援推進員等事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの運営立ち上げ支援や、グループホーム等認知症に特化した事業所が認知症の方やその家族の相談支援を行う機関として機能するよう働きかけを行います。

⑦地域ケア会議推進事業

地域ケア会議について、個別の検討を通じて、医療との連携を強化し多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに地域のネットワーク構築につなげるなどの実効性のあるものとして定着させていきます。

(2) 任意事業

①介護給付等費用適正化事業

介護給付等費用適正化事業として、主要5事業である介護認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、介護給付費通知、医療情報との突合を引き続き実施し、介護給付に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスを提供するための事業を実施します。

●介護給付等費用適正化事業の見込み

介護給付等費用適正化事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
介護給付等費用適正化事業	26回	7,504人	7,504人	26回	7,504人	7,504人	26回	7,504人	7,504人

## ②家族介護支援事業

家族介護支援事業として、家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業を実施しており、そのうち認知症高齢者見守り事業では、認知症に関する広報、啓発活動、徘徊高齢者を早期に発見できる仕組み等の見守り体制を構築していきます。

併せて、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供のながれとする「認知症ケアパス」の普及を推進していきます。

また、家族介護継続支援事業として介護用品の支給と家族介護者の交流事業の実施を計画しています。

### ◆家族介護教室

高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的に開催します。

### ◆認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした認知症に関する広報・啓発活動を行います。

### ◆家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

#### ○家族介護用品支給事業

家庭で高齢者を介護している家族の方に、紙おむつ等の介護用品を支給します。

#### ○家族介護者交流事業

家庭で高齢者を介護している家族を対象に交流会等を開催し、参加者同士交流をしながら心身の疲れを癒してもらいます。

## ●家族介護支援事業の見込み

家族介護支援事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
家族介護者教室事業	36回	510人	570人	36回	510人	570人	36回	510人	570人
認知症高齢者見守り事業	630回	10,819人	20,494人	630回	10,819人	20,494人	610回	10,419人	20,094人
家族介護用品支給事業	452回	66人	452人	452回	66人	452人	452回	66人	452人
家族介護者交流事業	16回	165人	200人	16回	165人	200人	16回	165人	200人
計	1,134回	11,560人	21,716人	1,134回	11,560人	21,716人	1,114回	11,160人	21,316人

### ③その他事業

その他事業として、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター養成事業、ネットワーク形成事業（配食サービス）を中心に実施していきます。

#### ◆成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。また、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても相談対応していきます。

#### ◆福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成していきます。

#### ◆認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。

#### ◆地域自立生活支援事業

##### ○地域資源を活用したネットワーク形成事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を図るため、配食サービスにより高齢者の状況を定期的に把握し、必要に応じ、各種支援につなげていきます。

#### ●その他事業の見込み

その他事業	2018年度			2019年度			2020年度		
	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数	回数	実人員	延人数
成年後見制度利用支援事業	2回	2人	2人	2回	2人	2人	2回	2人	2人
住宅改修支援事業 (理由書作成)	30回	30人	30人	30回	30人	30人	30回	30人	30人
認知症サポーター等養成事業	60回	1,800人	1,800人	60回	1,800人	1,800人	60回	1,800人	1,800人
ネットワーク形成事業（配食）	24,790回	215人	24,790人	25,270回	225人	25,270人	26,240回	235人	26,240人
計	24,882回	2,047人	26,622人	25,362回	2,057人	27,102人	26,332回	2,067人	28,072人

### 第3節 地域支援事業に要する費用の額

#### (1) 地域支援事業費の見込み

第7期介護保険事業計画期間である2018年度から2020年度までについて、地域支援事業費を以下のように見込みます。

事業名		2018年度	2019年度	2020年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	177,406,412円	178,422,412円	180,884,412円	536,713,236円
	総合事業訪問介護サービス	39,495,000円	39,895,000円	40,300,000円	119,690,000円
	総合事業家事援助サービス	653,412円	653,412円	653,412円	1,960,236円
	訪問型専門的指導事業	582,000円	582,000円	582,000円	1,746,000円
	総合事業通所介護サービス	84,239,000円	85,086,000円	85,944,000円	255,269,000円
	総合事業生活機能向上サービス	7,830,000円	8,802,000円	8,910,000円	25,542,000円
	通所型専門的指導事業	2,805,000円	2,805,000円	2,805,000円	8,415,000円
	介護予防ケアマネジメント	40,653,000円	39,437,000円	40,514,000円	120,604,000円
	審査支払手数料	1,012,000円	1,022,000円	1,033,000円	3,067,000円
	高額介護予防サービス費相当事業等	137,000円	140,000円	143,000円	420,000円
	一般介護予防事業	27,034,000円	30,395,000円	33,848,000円	91,277,000円
	介護予防把握事業	0円	0円	0円	0円
	介護予防普及啓発事業	13,536,000円	14,648,000円	14,663,000円	42,847,000円
	地域介護予防活動支援事業	13,130,000円	15,379,000円	16,817,000円	45,326,000円
	一般介護予防事業評価事業	0円	0円	2,000,000円	2,000,000円
	地域リハビリテーション活動支援事業	368,000円	368,000円	368,000円	1,104,000円
総合事業費用額		204,440,412円	208,817,412円	214,732,412円	627,990,236円

事業名		2018年度	2019年度	2020年度	合計
包括的支援事業	総合相談事業	54,018,000円	54,518,000円	55,018,000円	163,554,000円
	権利擁護事業	24,952,000円	25,452,000円	25,952,000円	76,356,000円
	包括的・継続的マネジメント支援事業	43,205,000円	44,236,000円	44,609,000円	132,050,000円
	在宅医療・介護連携推進事業	2,656,000円	2,757,000円	9,759,000円	15,172,000円
	生活支援体制整備事業	16,555,000円	16,717,000円	17,185,000円	50,457,000円
	認知症総合支援事業	4,597,000円	5,071,000円	5,295,000円	14,963,000円
	地域ケア会議推進事業	45,000円	60,000円	60,000円	165,000円
包括的支援事業費用額		146,028,000円	148,811,000円	157,878,000円	452,717,000円
任意事業	介護給付等費用適正化事業	746,000円	790,000円	794,000円	2,333,000円
	家族介護支援事業	7,325,000円	7,325,000円	7,220,000円	21,870,000円
	家族介護教室	975,000円	975,000円	975,000円	2,925,000円
	認知症高齢者見守り事業	3,180,000円	3,180,000円	3,075,000円	9,435,000円
	家族介護継続支援事業	3,170,000円	3,170,000円	3,170,000円	9,510,000円
	その他事業	14,835,000円	15,111,000円	15,668,000円	45,614,000円
	成年後見制度利用支援事業	275,000円	275,000円	275,000円	825,000円
	福祉用具・住宅改修支援事業	63,000円	63,000円	63,000円	189,000円
	認知症サポーター等養成事業	406,000円	406,000円	406,000円	1,218,000円
	ネットワーク形成事業（配食）	14,091,000円	14,367,000円	14,924,000円	43,382,000円
	その他	0円	0円	0円	0円
任意事業費用額		22,906,000円	23,226,000円	23,682,000円	69,814,000円
地域支援事業合計		373,374,412円	380,854,412円	396,292,412円	1,150,521,236円

再掲

総合事業費用額	204,440,412円	208,817,412円	214,732,412円	627,990,236円
包括的支援事業＋任意事業費用額	168,934,000円	172,037,000円	181,560,000円	522,531,000円
地域支援事業合計	373,374,412円	380,854,412円	396,292,412円	1,150,521,236円

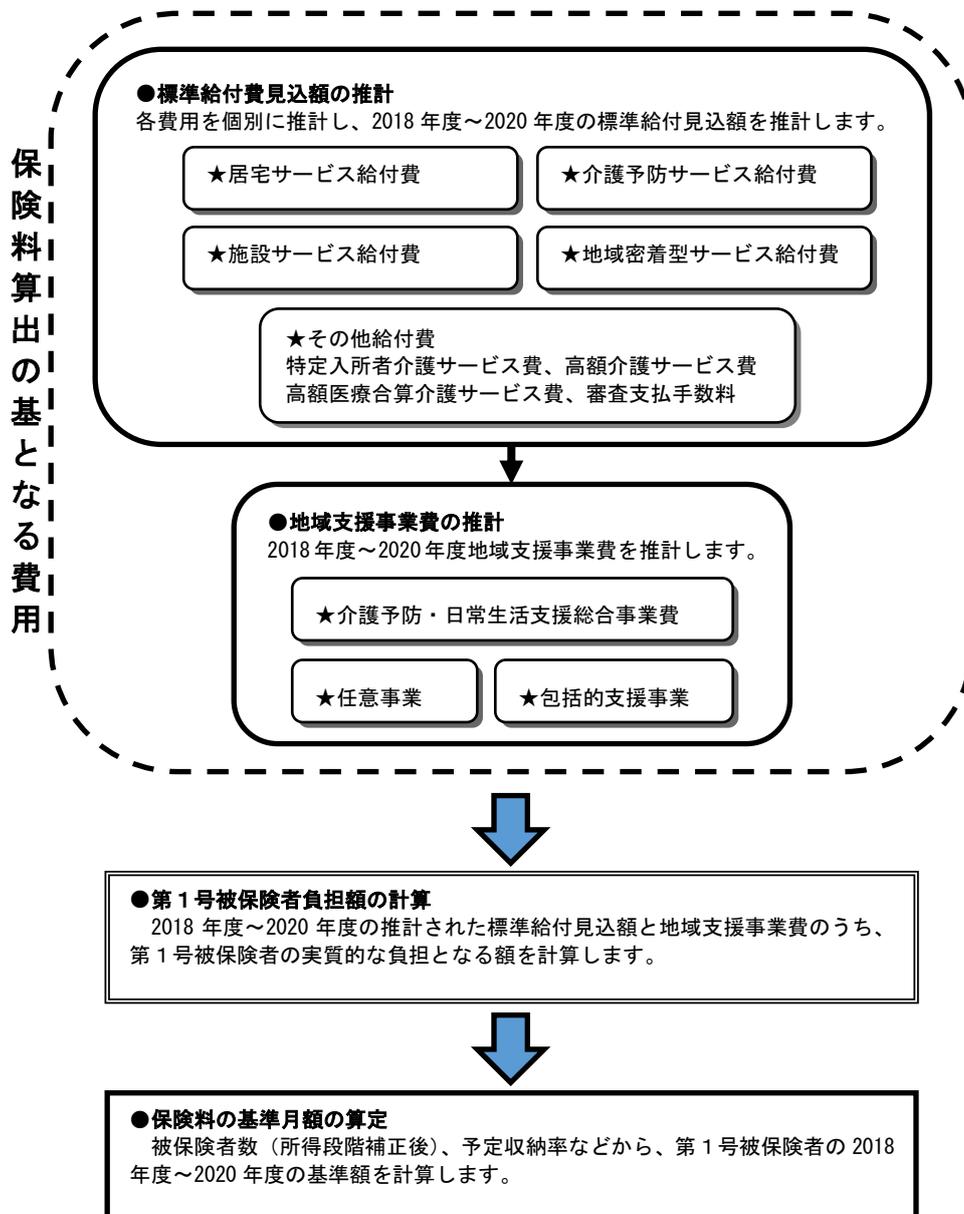
# 第7章 第1号被保険者保険料の見込み

## 第1節 介護保険料算出の流れ

### (1) 介護保険料の算出フロー

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

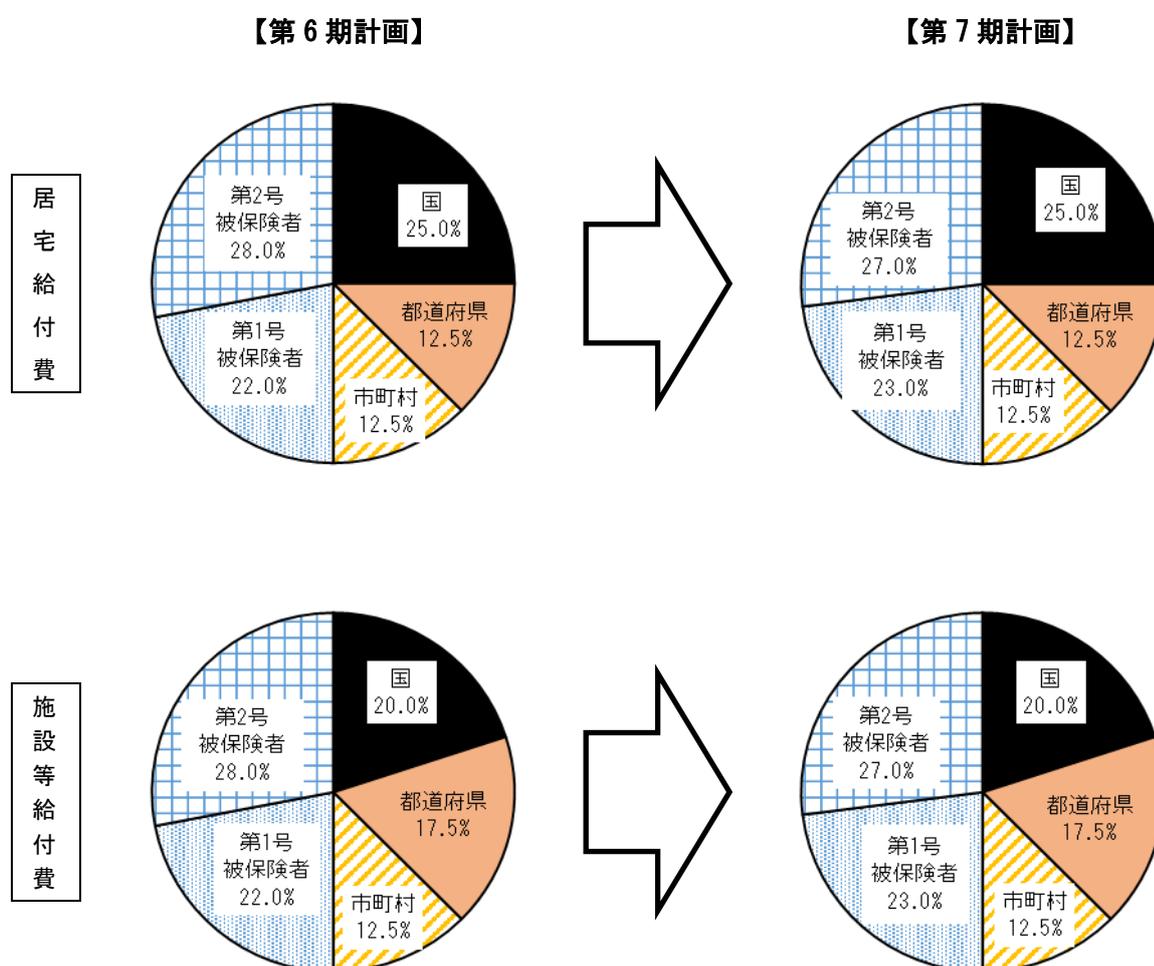
#### ●介護保険料の算出フロー



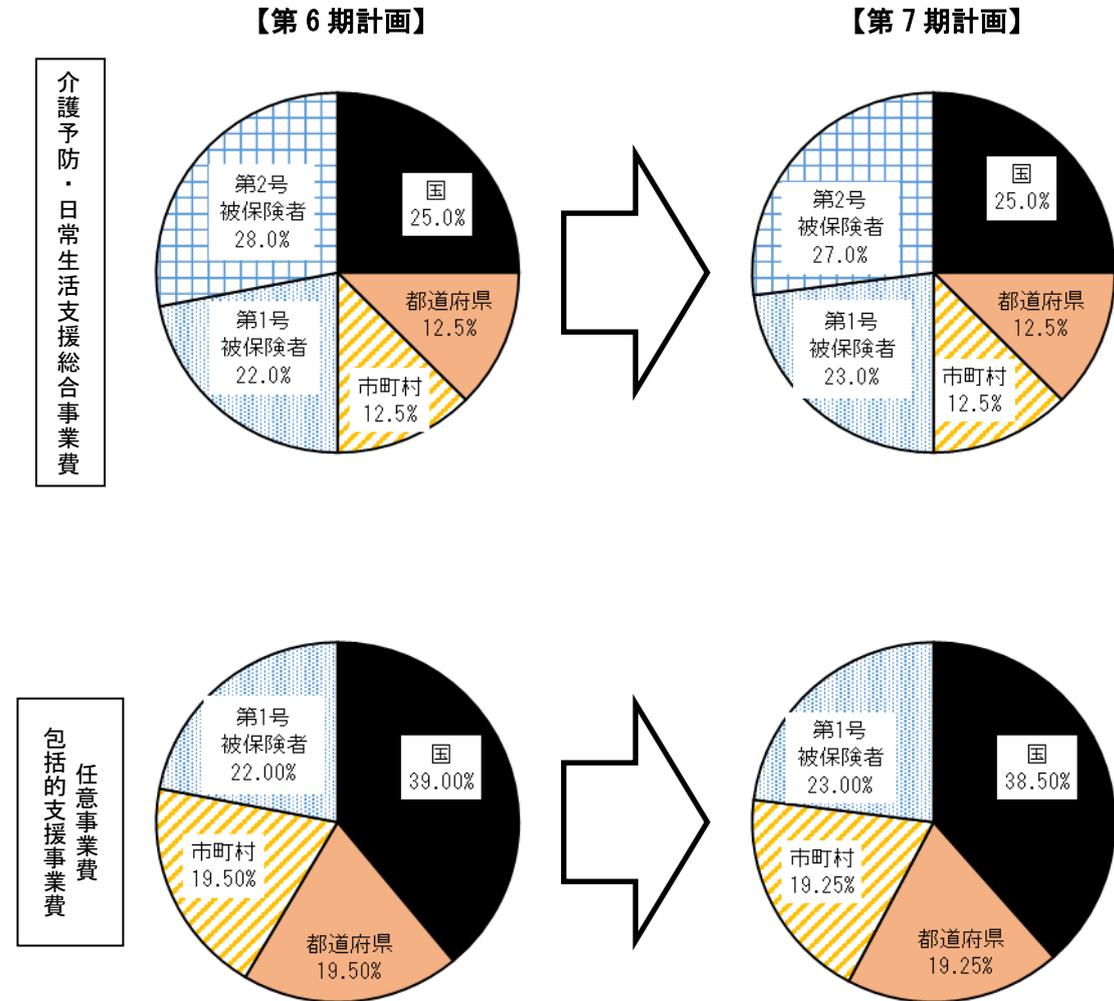
## (2) 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

被保険者の負担割合は、第6期計画期間は第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%でしたが、第7期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%と、負担割合が変更されました。これは高齢者が増加し人口割合が変化したことへの対応です。



また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の費用となり、介護予防・日常生活支援総合事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、第1号被保険者の保険料と公費によって構成されています。



なお、国負担部分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%、介護予防・日常生活支援総合事業費の25%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

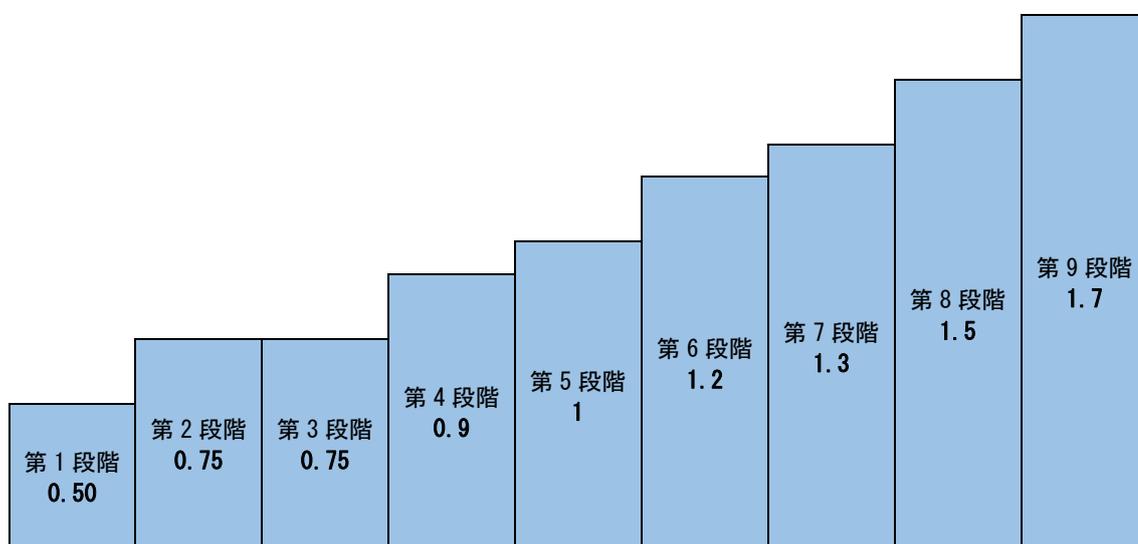
## 第2節 第1号被保険者保険料の段階設定

国の標準的な所得段階は、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、9段階に設定されています。

また、2018年4月より、保険料の基準所得金額について7段階と8段階を区分する額が190万円から200万円に、8段階と9段階を区分する額が290万円から300万円に改正されます。

組合では、国が示す標準的な9段階の所得段階及び保険料率で保険料を算定しています。

### ●保険料段階と負担軽減措置



### ●保険料所得段階基準

段階	(対象者)
第1段階	生活保護被保護者及び世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者又は本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える方
第4段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の方
第5段階 (基準)	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える方
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方

### 第3節 介護保険料の算定

第7期計画期間である2018年度から2020年度までについて、費用負担の見直しによる影響額を反映した介護サービス総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額から、調整交付金相当額を超える額と介護給付費準備基金取崩額を差し引いて保険料収納必要額を積算し、各所得段階の保険料の基準額に対する割合により補正した被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

#### ●保険料の算定

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額 (A)	12,842,441,051円	13,541,987,070円	14,156,920,374円	40,541,348,495円
地域支援事業費 (B)	373,374,412円	380,854,412円	396,292,412円	1,150,521,236円
内 介護予防・日常生活支援総合事業 (B')	204,440,412円	208,817,412円	214,732,412円	627,990,236円
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B')×第1号被保険者負担割合23%】	3,039,637,556円	3,202,253,541円	3,347,238,941円	9,589,130,038円
調整交付金相当額 (D)【(A+B')×5%】	652,344,073円	687,540,224円	718,582,639円	2,058,466,936円
調整交付金見込額 (E) (交付率見込み)	966,774,000円 (7.41%)	963,931,000円 (7.01%)	962,901,000円 (6.70%)	2,893,606,000円
介護給付費準備基金取崩額 (F)				872,759,000円
保険料収納必要額 (G)【C+D-E-F】				7,881,231,974円
予定保険料収納率 (H)	99.0%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (I) (第1号被保険者数)	34,960人 (36,267人)	35,208人 (36,526人)	35,459人 (36,785人)	105,627人 (109,578人)
保険料基準額(年額) (J)【G÷H÷I】				75,367円
保険料基準額(月額) (K)【J÷12】				<b>6,280円</b>

第 7 期計画の各段階の保険料率及び保険料額は以下のとおりです。

●保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	( 対 象 者 )	基準額に 対する割合	年 額	月 額
第 1 段階	生活保護被保護者及び世帯全員が市民税非課税の老 齢福祉年金受給者又は本人の前年の合計所得金額と 公的年金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.50	37,683 円	3,140 円
		軽減後 0.45	33,915 円	2,826 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得 金額と公的年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万 円以下の方	0.75	56,525 円	4,710 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得 金額と公的年金収入額の合計が 120 万円を超える方	0.75	56,525 円	4,710 円
第 4 段階	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市 民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年 金収入額の合計が 80 万円以下の方	0.90	67,830 円	5,652 円
第 5 段階 (基準)	世帯で市民税が課税されている方がいるが、本人は市 民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年 金収入額の合計が 80 万円を超える方	1.00	75,367 円	6,280 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20	90,440 円	7,536 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	1.30	97,977 円	8,164 円
第 8 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.50	113,050 円	9,420 円
第 9 段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 300 万円以上の方	1.70	128,123 円	10,676 円

第 1 段階から第 3 段階の保険料額は、消費税率が 10%へ引き上げられることにより生じる財源を前提とした軽減が行われることとなっておりますが、消費税率 10%への引き上げが見送られたことから、第 6 期中では第 1 段階のみ基準額に対する割合が 0.5 から 0.45 へ軽減されています。第 7 期中においても、消費税率が 10%へ引き上げられるまでは、同様の軽減が継続されます。

今後、消費税率の引き上げに合わせて政令が改正され、保険料の基準額に対する割合が、第 1 段階は 0.45 から 0.3 へ、第 2 段階は 0.75 から 0.5 へ、第 3 段階は 0.75 から 0.7 へと、更なる軽減が行われる予定です。

## 本荘由利広域介護保険事業計画

2018年3月

発行／本荘由利広域市町村圏組合  
(由利本荘市・にかほ市)

〒015-0871 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地  
本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課  
TEL 0184-24-3347 Fax 0184-24-3359

